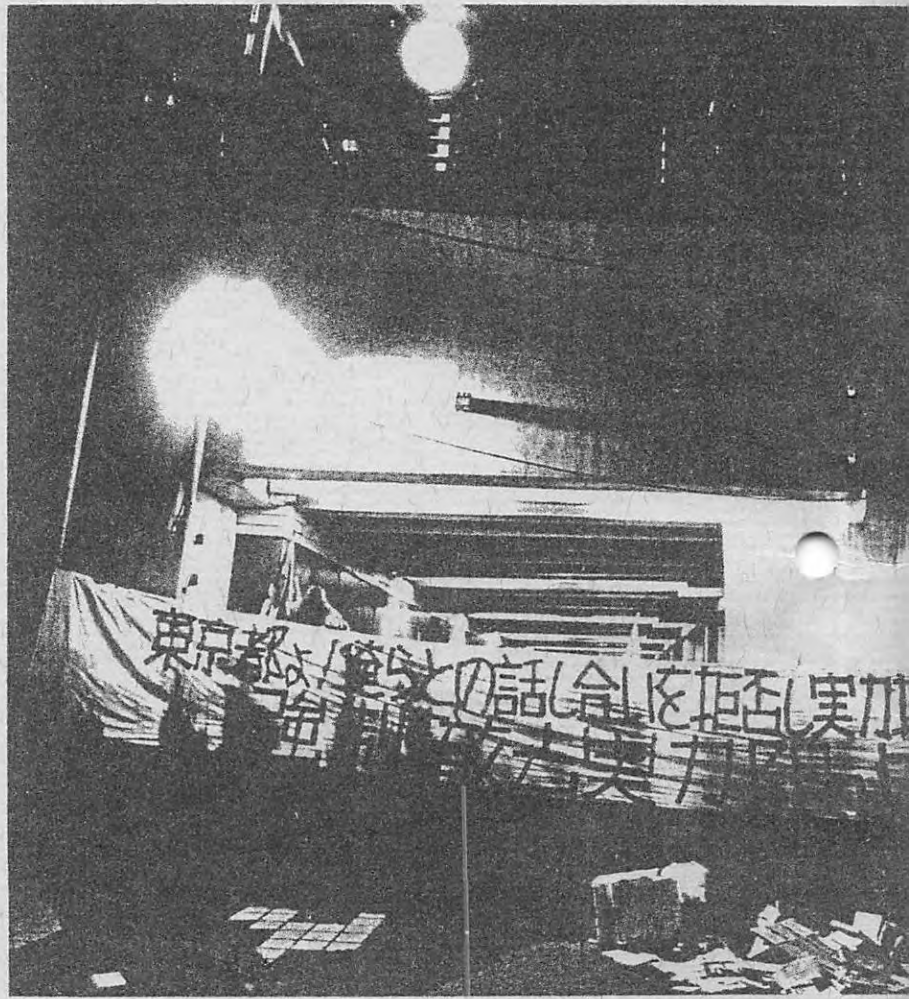


被告人冒頭意見陳述

一九九六年 新宿野宿労働者強制排除・弾圧の公判資料



目次

一・一三弾圧被告 吉村	一頁
二・二四弾圧被告 笠井	四頁
二・二四弾圧被告 本田	二五頁

出来事はひとつでも、その事実はひとつではない。

本冊子に収められた被告人の冒頭意見陳述は、ひとつの出来事の実を記したものである。

九六年一月二四日東京都が行った新宿ダンボールハウス群の強制撤去は、あくまで道路管理者が路上の遺棄物を撤去した行為であり、被告人等はその「公務」「業務」を妨害したと主張する検察・東京都側が示す事実は、ここには収められていない。

これらの公判闘争は、野宿を強いられ毎日を生きるための闘いに明け暮れる労働者の主戦場ではない、と獄中の被告人たちは口をそろえて言う。しかし、東京都が行った野宿労働者の強制撤去・排除を、排除される側からみた事実として公判の記録に残すことは徒労ではないにちがいない。

この資料は、全国に激増させられる野宿労働者の背景と現在を知るためにもきわめて有効なものである。しかし事実を知らしめるにとどまるならば、ただの紙屑同然といわなければならぬ。

記された事実から起こっている事実へと至ることが、なにより大切なのはいうまでもない。

一九九六年七月二十二日

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会

新宿野宿労働者の強制排除を許さない！ 反弾圧救援連絡会

山谷労働者福祉会館事務局

一・一三弾圧被告

冒頭陳述

本公判開始に当たり、以下二点に渡って、公訴事実を否認し、無罪を主張する陳述を行います。

第一に、起訴状記載の公訴事実において、東京都建設局道路管理部監察指導課長宮沢正に対し、七々八行目「何やっているんだ。人の家に勝手に何をしているんだ。土足で何だ。」と怒号したことはなく、九々十行目「左手でその上着左襟首をつかんで頸を数回突き上げ、更に右手でその左襟首をつかみ、その場に押し倒す暴行を加えた」とはなく、職務の執行を妨害したことはありません。このような行為は一切していません。暴行・妨害という事実は存在しないのです。存在しない事実を根拠とした逮捕・長期勾留・起訴という一連の経緯は全く承服できないものであり、本法廷においては、公訴事実を全面否認し、無罪を主張するものであります。

九六年一月十三日午後十一時には、「四号街路への『動く歩道』の設置と『臨時保護施設』の設置のお知らせ」と題する周知文書を配布しようとする

東京都職員、警備会社の警備員、そしてカメラ・ビデオカメラ・メモ帳などをそれぞれ持った私服警察官らが、新宿副都心四号街路北側地下通路の西側出口に相当する新宿三井ビル前に大挙して現れ、この周知文書の配布に抗議する野宿労働者を中心とする人々との間で、対峙状況になっていました。機動隊員を乗せた警察車両が、新宿センタービル、新宿三井ビル、新宿住友ビル、京王プラザホテル、工学院大学一帯の路上に停っていました。私は地下通路を西側出口に向かって歩いてきたところ、新宿センタービルと新宿三井ビルの中間あたりの所で、カメラ・ビデオカメラ・メモ帳などを手にした私服警察官数人に詰め寄られ、カメラやビデオカメラを私に向けた上で、

「おまえを逮捕する!」「今度は逮捕してやるぞ!」と怒鳴りつけられ、私がさらに歩いていこうとすると、取り囲んだり前方に立ち塞がったりして歩行を妨害してきました。警備員は地下通路から地上への出口をそれぞれ五人程度で固め柵を置いて通行できないようにしていました。地上のエルタワービル前、安田生命ビル前にはそれぞれ五十人程度の東京都職員、警備員、警察官が一同となって集まっていました。その後私が地下通路西側出口付近に到達すると、警備員が人垣のような形に

なっており、そこには野宿労働者を中心とする人々が警備員に押し倒されたり突き飛ばされたりしている状態になっていました。このような、人が入り乱れ混乱している状態を作り出しておいて、数人の東京都職員と警備員がダンボールハウスの並んでいる通路を奥の方へ進んでいくのを私は見たため、私は彼らの進んでいく方向に向かって歩いていきまし

た。私が数人の東京都職員と警備員の団に近づいたところ、まず、警備員によって前後から押さえ付けられる形で歩行を阻止され、そこへ「逮捕!逮捕!」と連呼しながら飛びかかってきた私服警察官数名によって地面へ上から押さえ込む形で身柄拘束され、後手に手錠を掛けられました。そして地下通路を通り途中から地上へ出て朝日生命ビル前に停めてあった警察の輸送バスに運

行される間に、特に左手首に掛かっている手錠がきつくて激痛がするので、連行している警察官に、「特に左手首に掛かっている手錠がきつくて激痛がするので手錠を外せ。」と要求しましたが、「そうか、それは仕方がない。」とのみ返答がありました。今でも左手首にはこの時の手錠の跡が残っています。同日の抗議行動の中で逮捕されたうちの一人は、折れた肋骨が肺に突き刺さる重傷を警察官によって負わされ

ています。また、新宿警察署に勾留中の二回目の検事調べにおいて、東京地方検察庁検察官検事新庄は、私が取り調べに黙秘を続けていることをとりあげて、「名前を言うこともできないのか卑怯者め」「おまえたちがホームレスの中に入りこんで暴動を唆しているんだ」「おまえたちはホームレスを利用しているだけだ」「逮捕されたホームレスにどう責任をとるつもりだ」「口を開いてあやまれ」「謝罪文を書け」「一筆書いてやめちまえ」「名前も言えない卑怯者に活動する資格なんかない」「活動をやめろ」とおよそ一時間半以上にわたって怒号し、罵声を浴びせかけてきました。この検事新庄の不当行為には、勿論完全黙秘を以て応えたことは言うまでもありません。

第二に、公訴事実六行目にある「周知文書を配布する」という行為は、野宿労働者への生活の場所からの退去通告であり、「動く歩道」設置を名目とする強制排除・強制撤去宣言であり、そのため、東京都職員らによる「周知文書を配布する」行為が野宿労働者を中心とする人々から抗議を受けたのは当然であり、抗議行動はまったく正当

無罪を主張します。

な道理に溢れたものであることを述べます。

「周知文書を配布する」行為は、新宿副都心四号街路に「動く歩道」を設置し、「臨時保護施設」を設置することとを、四号街路にダンポール等で住居を作つて生活している野宿労働者の人々へ知らせるための行為であります。この「周知文書を配布する」行為が、一月十三日で三回目であり、三回とも東京都職員のみならず、警備員・警察官を動員して行われたこと。三回目にあたる一月十三日が最も大規模・多人数の東京都職員・警備員・警察官によつて行われ、この日の警察官が先程も述べたように過去二回に比較して最も威圧的・暴力的だったこと。三回とも深夜十一時という野宿労働者の就寝している時間帯に住居へ押しかけて一方的に通告するものであったこと。これら

の点に加えて「周知」の内容である「動く歩道」の設置は、設置場所の四号街路上で生活を営んでいる野宿労働者の人々がその場所から立ち去ることなしには成し得ないものであるにも拘らず、「動く歩道」設置に関して当事者である野宿労働者に対する東京都からの「説明」や「事情聴取」は、三回の「周知文書を配布する」行為ではされておらず、それ以前にもその後も一月二四日の強制排除・強制撤去・強制

着工に至るまで遂に一度も為されることはありませんでした。かつて東京都は、約二年前の九四年二月十七日に「路上廃材撤去作業」と称して、今回と同じ四号街路で、野宿労働者の生活資材を奪い（強制撤去）、生活の場から追い出したうえで（強制排除）新宿区福祉事務所を受け皿にして臨時施設への収容を行いました。今回も同じ構図が繰り返されています。

私たちは九四年二月十七日を契機に、東京都行政による一方的かつ強権的な追い出しに抗議し、いわゆる「ホームレス」「路上生活者」問題が単に路上生活を送っている個人の事情や資質に還元される問題ではなく、特に労働力政策・社会保障政策という社会的諸問題と密接に関係しているという観点から、就労保障・生活保障の要求を二つの大きな柱として、当事者たる野宿労働者を中心に行政諸機関との間で交渉を持ち、当事者同士の話し合いの中から「ホームレス」問題解決の道筋を作り出そうとしてきました。しかしながら東京都はこうした私たち野宿労働者の側からの働きかけを一貫して無視し、扉を閉ざしてきたにとどまらず、九五年秋期以降は新宿地区で最大の野宿労働者の生活拠点である四号街路に「動く歩道」を設置することで、野宿労働者を都庁近辺から排除し新宿から

排除し、「ホームレス」問題の隠蔽を図ろうとしてきました。東京都内部にすら、「ホームレス」問題は社会的問題に起因し、解決には当事者とのコミュニケーションが必要である、という意見があるにも拘らず、私たち野宿労働者からの申し入れ、陳情・署名提出・話し合い要求などを東京都が悉く無視することで生み出された東京都行政への不信感が、「動く歩道」設置発表によって決定的になったと言わざるを得ません。野宿労働者にとつてこうした意味を持つ「動く歩道」設置と、追い出した先の隔離収容に他ならない「臨時保護施設」設置の、一言の内容説明もないままの「周知文書を配布する」行為が野宿労働者の反発を招き、社会的な非難を浴びるのは全く当然であり、野宿労働者を中心に私たちが行った抗議行動は人間としての誇りを賭けた全く正当なものであります。たとえ、それが道路の不法占拠に相当するものとしても、その場所の「住民」として生活し、自生的な結合形態をとつて隣近所同士、仲間同士援け合い、路上のその場所ので厳冬を生き抜き、これからも当面はその場所ので生活続ける他に選択の余地がほとんど閉ざされている野宿労働者の在り様は、まさに人間の持てる力を振り絞った生存形態、ギリギリの生命活動といえましよう。こう

した厳しい生活条件下にありながらも、野宿労働者として仲間同士話し合つて解決していくという「住民自治」をつくりあげ、いわゆる「ホームレス」問題に関して当事者である野宿労働者自身が率先して声を挙げていくことを通して解決を図ろうという取り組みを、東京都はついに理解しようとするしませんでした。東京都の「住民」無視・当事者無視の独断的姿勢は、港区芝浦四丁目設置された「臨時保護施設」についても発動されています。都有地に何を建てよう使おうと都の勝手と言わんばかりに、港区役所を動員して名ばかりの住民説明会を開いて施設設置を通告し、そのため芝浦地域住民の東京都に対する怒りの声が私たちのものにも届けられ、施設近辺には地域住民による「強制撤去ではホームレス問題は解決しない」「住民無視をやめろ」という立て看板が立ち並びました。こうした東京都の当事者無視の独断的姿勢こそが、強制排除・隔離収容政策そのものである「動く歩道」設置に直接に繋がつたものであり、「周知文書を配布する」行為は野宿労働者にとつて叩き出し宣言に他ならず、野宿労働者を中心とする抗議行動は全く正当なものであるのです。公権力の暴力を以て襲いかかつてきたのは東京都であり、

責任を問われるべきは東京都でありま
す。

以上の点から、一月十三日午後十一
時前後の事態の責任はすべて東京都に
あり、また東京都職員宮沢への暴行は
存在せず、逮捕・起訴は違法・不当で
あるため、無罪を主張します。

最後に、繰り返し強調しておきたい
点を述べます。何一つ法を犯す行為を
していない私が、なぜ、違法・不当に
逮捕され長期拘留され、こうして法廷
に被告人として出廷し、わが身の証し
を立てねばならないのでしょうか。も
し、仮に、「動く歩道」設置の手続き
が、当事者同士の話し合いの下に平和
的に進んでいたならば、一月十三日の
事態は充分に避けられたはずであり、
この後に引き起こされ社会的大事件と
して大きく報道された一月二四日の
「動く歩道」着工強行もまた、起こる
はずもないことです。東京都の独断的
行政姿勢に対して、私たちは日本国憲
法第十一条・十二条・十三条・十四条
一項・十五条一項、二項、十六条・十
七条・十八条・十九条・二一条・二二
条・二五条・二七条・二八条・二九条
に定められた基本的人権を擁護し、
公共の福祉に反しないどころか、著し
く欠けている「公共」による「福祉」
をこそ求めて、関係法令にも則って、
あくまでも当事者としての話し合いを

訴え続けてきました。東京都の独断的
強権的姿勢と相互補完するかのよう
にとりわけ警視庁新宿警察署の警察官ら
は、事あるごとに私たちの取り組みを
監視し、妨害し、あまつさえ押し潰そ
うとしてきました。警備と称して、あ
たかも違法行為が行われるかの如く、

カメラやビデオカメラを持って待ち構
え、私たちの正当な異議申し立て行為
を「集団不法事案」と言わんばかりに
予断を持って臨み、私たちを威圧し、
「逮捕するぞ」と恫喝し、暴力を振るっ
て重傷を負わせ、違法・不当に逮捕し
た一月十三日の警察官の行為こそが、
警察の姿勢を端的に示しています。東
京都の、そして何よりも警察の、異議
申し立てをすべて圧殺する弾圧姿勢こ
そが、こうして私を被告人として法廷
に立たせしめているのです。本法廷は
暴力行為の有無、公務執行妨害の有無
を問うに留まらず、公の行政機関の姿
勢を糾す社会の目が注視しているもの
であり、且つ、自らの生命と尊厳を賭
けて起ち上がった野宿労働者の仲間た
ちが法廷を埋め尽くし続けているであ
りましょう。本日、傍聴席に来ている私の
両親は、出廷する時のために、背広
上下一式を拘置所に差し入れてくれま
した。私は両親の厚意・配慮に感謝し
つつも、本法廷が今述べたような性格
を持たざるを得ないこと、そして私自

身も野宿労働者の仲間たちと共に進む
姿勢を明示するためにも、今後も平常
の服装で臨み続け、私たちと私自身の
正当性を訴え無罪を主張し続けます。
以上で陳述を終わります。

九六年四月十二日

吉村



一・二四彈圧

被告人意見陳述

笠井

一九九六年五月一日

東京地方裁判所刑事第一六部御中

東京都の、平和的解決努力もせず暴力的な手段をふりかざし強行した新宿西口四号街路に住むホームレスの強制排除環境整備対策事業によって引き起こされた混乱を、母難者側の責にし、ホームレスの利益を代表する団体の二名の「犯罪」に仕立てようとする本件公訴は不当、不平等であり、私はこれと全面的に争うつもりである。

本裁判の冒頭に当たり、この混乱が引き起こされた前提、都は何故ホームレスを排除しようとしたのか、何故話し合いすら持たず撤去を強行したのか等を記した本文を提出し、私の意見に代えたい。

一、清水課長の人権

かつて新宿区議会で次のようなやり取りがあった。

(問) 野宿を強いられている人たちの問題は私にここに書かれてあるように一つの「人権問題」と考えるが、その点についてはあなた方はどのように考えているのか？

(答) 人権問題か否かという点かと思いますが、その点につきましてもいろいろと議論の分かれる点ではないかと。たとえば法務省の人権擁護委員会が人権問題であるとか明確にしていたのではないかと、区としては判断しかねる問題ではないかと。

質問者は公明党の区議会議員。答弁に立ったのは当時の環境部環境公害課、清水課長。九四年十月、新宿連絡会が区議会に提出した陳情書（新宿駅周辺で野宿を強いられる労働者に対する対策推進を求める陳情）の審議でのやり取りの一部である（九四年十一月定例議会、環境・建設委員会）。

お上のお墨付きが絶対という、いかにも役所らしい理屈を人権の判断にまで適用した実に珍しい答弁である。

さすがに公明の議員もこの答弁にはいささか不満気味だったが、もちろん更に問いつめたところでホームレスと呼ばれている人々が抱えている種々の問題が広く社会が責任を負うべき人権

問題の一つである、との答弁は彼は決してしなかつたであろう。何故なら、そんなことを認めてしまったら具体的に何かをしなければならなくなるからだ。理念だけを認めるという訳にはいかない。うっかり人権問題であるなどと口走らうものなら、不当に基本的人権を侵害されている人々に対しての具体的な救済措置が問われてくる。すなわち、清水課長の答弁は「何もやらない」ための答弁だったのである。

だからこれをもって「役人の人権感覚は」などと示やいてはいけない。そもそも常識的に言われ我々が通常使う「人権」と、役人が使う「人権」は似て非なるものであるからである。

かなり皮肉っぽく言えば、たとえば彼らの庁舎の前に飢餓寸前の人がいたとしても、役所の制度的サービス（社会資源）が要件が揃えられないとか何らかの理由で利用できない場合、役所の立場からはその人を放っておいても別にかまわないのであり、庁舎の前で死のうがどうしようが勝手なのである。彼らの人権とはつまるところサービスの提供にすぎず、このサービスから漏れる人々のことなど眼中にないのである。制度だけを揃えておけばそれで良いのであり、その意味では非情であり残酷でもある。

何故区議会の中で環境部の課長が答弁に立ったかという点、この環境部の中に新宿駅周辺環境浄化対策会議の事務局があったからだ。この対策会議、八〇年に発生した「新宿駅バス放火事件」を契機に都・区・警察・商店街が「駅の環境浄化（浮浪者の追放、放置自転車等の取り締まり、未成年者の補導など）をうたい発足した行政主導の機関である。浄化というおどろおどろしい表現は社会の病理を追い払えなる地域のゆがんだ正義感をどこまで喚起したが、九四年まで実に一四年間にわたり機能し、環境浄化パトロールと呼ばれる自警団的巡回を繰り返してきた。スローガンだけをとなえていればどうということもなかっただろうが、パトロールまでやったから何かと問題が発生する。

ところでホームレスを行政施策の枠に当てはめようとすると、これは今でもそうであるが「住民」としては決して扱われない。いくらその地に長く生活していようと、住民登録をしていないよう、住民としての地位が認められないよう、住民とは定住が原則であると同時に住民基本台帳への登録がなされていないことが条件となる。それができない者、とりわけ定まった居住地を持た

たず各地を転々とする者、これらに属する人々は「住所不定者」という住民とは別の概念でくくられてしまう。

法的にいえば、住民の条件とは「住所を有する」だけであり（地方自治法第十条①）、住所とは「生活の本拠」のことと語られている（民法第二十一

条）だけだから、たとえ定職がなからうと収入がなからうと合法不法を問わず生活実態を有する場に暮らしている人たちはおしなべて「住民」として扱われるべきだと私は思うのであるが、実際の実務はそうなっていない。

どういう野宿の形態だろうが、路上や公園で暮らしている人々はすべて住所不定者Ⅱ居住者がなく、又は明らかでない者Ⅱ住民でない者として扱われることとなる。

さて、当時でいう浮浪者、行政用語で言うこの住所不定者を地域から追放するための浄化パトロールが巡回し始めた。警官を先頭に腕章をつけた身なりのいい数十人のグループが地下道の隅でしゃがみ込んだりダンボールの上に乗っている人たちを、法律的には道交法によるのだから「ここは寝るところじゃない。早く立ち去れ」と指導する。見るからに強圧的であり、弱い者いじめの構図である。だからこれを目撃した市民は「かわいそうに、なにも

そこまでやらなくても」と誰しも思う。なにせ行政の人権感覚と市民の人権感覚は違ふのだから。

このように浄化パトロール、あまり人気が出ない。そこで考え出されたのは環境浄化現地出張所なるものである。これを街頭相談といった。

追放するにも、追放の仕方を彼らは考えた。よりソフトにして数多くの人に理解してもらおうと。彼らは浮浪者が生活保護法という住所不定者であることをようやく発見し、福祉事務所を街頭に持ち出してきた。保護すべき人が中にはいるかも知れぬと思いつたのだ。年に四回、地下道にテントを張って相談を行う。これでようやく浄化パトロールとのバランスが取れると彼らは喜ぶ。「相談で保護すべき人は保護しました。残った人は残念ながら生活保護法では何もできません。しかし、個別の面接ではほとんどの人が食事を取っていないなど生活に困窮している

ので今日は特別にカップ麺を提供します。だから、ありがたくそれを食べて新宿から出て行って下さい」

ただ追い出すだけだと何かとクレームがつくので食事を与えてから追放する訳である。

この特別サービスのことを法外援護と言う。あくまで法を前提として応急時などに活用されていたものが、いつ

の間にかこのように使われるようになった。もちろんこれは制度ではない。

だが、多少の出費、浄化のためなら安いものだ。新たな法を発見した彼らは胸をはってこう言う。

私たちはただ追い出しているだけじゃありません。人命保護もちゃんとして

ます。

この新宿における環境浄化対策は九年ホームレス倒の抗議行動にあり、環境浄化現地出張相談は新宿福祉事務所・街頭相談と名を改め、以降福祉の単独事業として越冬施設入所窓口、健康診断などが主な業務となる。また環境浄化パトロールは九四年八月中止、環境浄化対策会議そのものも九四年十月時代にそぐわないと名称を環境対策会議に改め、対策項目から浮浪者追放を削除し、実質的に崩壊した。

しかし、この対策が行われてきた一五年間、誰一人として次のような疑問をもった者はいない。

何故、法があるのに保護をせず法外援護で放り出してしまふのか？

憲法で保障されている筈の最低限度の生活保障は路上に暮らさざるを得ない人々には適用されないのか？

彼らも同じ人間ではないのか？彼らを排除する制度とは何だ？そもそも何が問題なのか？

もちろん、この国の行政はそんな疑問すらもない。

彼らは住民ではないのです。我々は住民の税金で住民の利益を守るのが仕事です。住民のためにならない人々のことなど関与したくはありません。早くいなくなつてほしいと努力をしているのですが。清水課長が言うように人権なんてそんなものです。我々は法の執行だけが仕事です。難しいことはお上に決めさせればよい！

彼らは権利保障など今ある手持ちのサービス以外は考えもしないため、そのサービスが万全であるかどうか点検することすら忘れた。

あれから十五年。浮浪者改めホームレス。彼らがおかれた環境は少しは変わっただろうか？

残念ながら我々はため息をつかざるを得ない。新宿のホームレス達は今なお二重の責め苦にさらされている。

一つは生活保護法からも排除された生存権すら保障されない存在にさせられていること。せいぜい彼らにはお情けのカップ麺やカンパンが渡されるだけだ。

もう一つは、住民ではないものと勝手に決められ地域サービスが受けられ

ないばかりか、行政や地域の人々から邪魔者として、いいがかりや地域エゴとしか思えないような方法でいつも追い出されること。

人権という言葉がなんと空しいことか。

二、法律外の人々

(ホームレスの社会福祉)

飯場暮らしの俊さんに家族はない。二十年近く前に別れた奥さんの元には息子が二人いる筈だがもうそれぞれ独立し、いい大人になっているだろう。だが、別れたとき以来一度も顔をあわせていないからどこかで偶然鉢合わせしても、他人のようにすれ違うだけかもしれない。

俊さんは東京の蒲田の街で、労務者相手の雑貨屋を細々と営んでいた店の次男として生まれた。今はもうだいぶ変わってしまったが当時の蒲田や川崎の京浜工業地帯というのは帝国日本の産業大動脈の一つで、たいそう賑わっていたという。もともと、俊さんは戦前の生家のことや街景色のことはあまり覚えていない。今でもはつきり覚えているのは蒲田の大空襲の時、一家そろって火の壁を突破しながら逃げまどっ

た夜の記憶だけだ。どんどん燃えさかす炎の渦に恐怖心と好奇心が入り混じった複雑な思いで引きつけられるその時の幼い心境を、今でも俊さんはありありと思いつくことができる。

俊さんは父親の顔を知らない。俊さんが生まれてまもなく軍に徴用され、その後下士官として当時満州国にあって関東軍に配属され、その後後に起きた外蒙古でのソ連との戦闘であっけなく戦死した。

母は祖母と二人で戦中戦後二人の息子と一家四人転がるようにどうにか生き抜き、蒲田の小さな店もなんとか守り通し、俊さんが三十五の時、乳癌で亡くなった。なかなか病院に行きたがらず、ようやく説得して入院させたわずか十日後だった。

その頃の俊さんは順風満帆と言わないうまでも品川にあったある大きな鉄工所に勤め、当時は結婚して五、六年経った頃かまだ次男が生まれる前で、家族そろって中延にあった会社の社宅に住み、ごく平均的な暮らしをしていたという。

母が死んでから十年ばかり経った秋に今度は兄が死んだ。二つ違いの兄は中学を出ると家業を継ぎ、商才があつたのかどうか労務者相手の雑貨屋を圃地の奥さん相手の小さなスーパーに変え、商店会の中でも青年会長だか何だ

かを勤めるなど、それなりの信望をもっていたようだ。子供の頃から兄の方がしつかり者だ努力家だとよく比較されたものだが、しかしまあ人生の歩みは違っても酒がなによりの好物という嗜好は兄弟同じ。それがたつたつた酒の席の帰り道の交通事故、酔っぱらい運転という奴で、赤信号を無理につっこみトラックに引っかけられ即死だった。

その頃の俊さん、既に家族と別れ飯場を転々とする暮らしをしていた。もちろん連絡先など教えもしないしそもそもそんなものはないに等しい。だから兄の死を知ったのも半年過ぎてからだった。久しぶりに実家に電話した時、義姉から知らされた次第だ。普段は割とおっとりしている義姉にもこの時は散々なじられ、気まずい思いをだいたした。

そしてそれ以来、蒲田の実家には俊さん寄りつかなかつた。二年に一度、思い出したように墓参りに行く程度。それもここ数年は出不精となり足を運んでいない。

俊さんは飯場を渡り歩いてきた。

飯場というのは建築・土木会社の多くは三次四次下請けの、人夫出しとも言われるような労務者派遣事業であるが、法的に言えば寄宿舎、昔で言う納屋である。現場に行くための仮小屋

みたいなもので、たいがいブレイブのような小屋の大部屋に集団で詰め込まれ、そこで集団生活をしながら毎朝、現場に送られ土方仕事などをする。こんな昔ながらの制度はこの世界では珍しくはない。

だから俊さんには定まった居住地はない。もちろん俊さん自分の家など持っていない。

もし若い頃の鉄工所勤めが続いてれば郊外によくある四十坪くらいの建て売り住宅だったらローンで買えたかも知れない。あの当時は持家制度とか何とかやらをやたら会社が奨励しており、低い金利でローンを組んで家を買った同僚も結構いたものだ。

しかしともあれ俊さんは、会社を病気で辞め社宅から中野の民間アパートに引っ越しそこで療養しながら幾年か過ごし、奥さんが出た後そこを引き払いこの世界に飛び込んで以降、飯場以外に居住地といえるものを持つたことはなかった。彼が人生を再出発させた時に持ち合わせていたのは着替えなどを詰めた旅行鞆一つ。以来、その鞆一つに一切の生活必需品を納め飯場から飯場を渡り歩いてきた。仮小屋暮らしはもう二十年近くになるか。

しかし飯場というのは入ってみるまで良し悪しは分からない。古株の室長がいばりくさってやたらつべこべ煩わ

しい所や、逆に互いに我関せずで挨拶すら交わす習慣がない所。飯の良し悪しも千差万別、晩が揚げ物一品のところからおふる料理でもてなしてくれる所。まわりが畑ばかりの辺鄙な田舎町で近くに売店すらない所。そんな所は決まって飯場の中で買うワンカツが市価の二倍や三倍する。夜の夜中まで花札に興じ、果てまた寝るときや大新。洗濯機が二台しかなくおまけに有料だったり、北風ピープの壊れた校舎のような飯場だったり、社長はヤーさんでベントツを乗りまわしていたり、こればかりは入ってみるまで分からない。

そしてデズラ(日当)もいろいろごまかしがあるようで、九千円の約束でもメシ代やら宿舍代やら訳が分からないうものまで引かれて一日五千円になったり四千円になったりと、これも رفتる先々で違ってくる。

そんなものだから元来会社勤めの忍耐力がある俊さん、気に入った飯場には一年二年と住み込んでしまふ。もちろん一年いようが二年いようが常備の正社員にはなれない。短期雇用契約を十五日ごと更新するだけ(と、言ってもほんとんど口伝え)だから身分は短期雇用労働者のまま。当然社会保険に入っていないければポーナスも出ないし退職金制度というのものない。そもそも

そんな世界だとハナから思っていた俊さんだから人間関係が面倒くさくなく仕事も追いつかない所なら(その上酒屋が近くにあれば申し分ないが)、多少デズラが安かろうが、多少メシがまずかろうが贅沢を言わず居ついてしまふ。

俊さん仕事は一応何でも出来る。根切から矢板入れ、玉掛けから溶接、コン打ちからビテ組みビテばらし、削りからちよつとした左官まで。広く浅くだが見よう見まねで何でも覚えた。出来そうもないのは重機の運転くらいだ。小柄な割に馬力もそこそこあるからそれなりに重宝がられる。現場では俊さん難しい仕事でも嫌な顔一つせず黙々と汗を流す。(酒乱気がある事を除けば)この世界で充分通用する土工職だ。

俊さんは面倒なことは嫌いだ。何事も後腐れがないのを好む。我を張る事も減多にない。面倒なことが近くであるとツツとその場からいなくなるようなタイプだ。そこが俊さんの不器用な面なのだろうが、こればかりは今更どうしようもない。だから気に入った飯場でもちよつとしたトラブルや誤解から生じたささいな行き違があると思分から身を引くように辞めてしまふ。辞めると言っても、もともと短期契約なのだから誰も文句を言わないし後腐

れもない。

何故こういう世界に足を踏み入れたのかを聞いても、そこは奥さんと別れた部分と重なるから俊さんあまり喋りたがらない。胸膜炎だかにかかり入院をしてだいぶ体力が恢復した頃には独身生活に舞い戻ってかなりずさんな生活をしていたらしいが、抜き差しならないところまで来たその頃、その時分入り浸っていた新宿のスナックのママに客の手配師を紹介され、簡単な仕事で住み込みだからと軽い気持ちで飛び込んだ世界らしい。スナックのママにしてみれば溜まった飲み代のツケを払わせるため病み上がり飲んだくれに仕事を紹介した恰好なのだろう。

その手配師にはだいぶ世話になった。この世界のツツも仕組みも知らない四十にもう手が届く俊さんは満期して次の飯場を見つづける時は彼から紹介してもらおう。そのうち仕事も少しは覚え肉体力働に体が慣れる頃には、知り合った仲間を紹介してもうとうとか、西口ロータリーに来る手配師に声をかけられたり、西戸山公園の朝の寄せ場を覚えたりと仕事探しの仕方はだいたい分かるようになった。

飯場を満期して戻ってくると俊さんは百人町にあるドヤ(簡易宿泊所)街の一軒を探し一週間分前金を払って体

を休める。南千住の山谷にもドヤ街があると知っていたが恐くて一度も泊まったことはない。山谷に行ったのは無料の診療所があるというので下痢が止まらなくどうしようもなかった時に薬をもらいに行つた時だけだ。

ドヤという所は本当に寝るだけの所である。二段ベッドが狭くて古い部屋に幾つか据え付けられ、そこで寝るだけ(風呂もあるが)で一泊五百円から二千円する。荷物は通りにあるコインロッカーに入れ、選択はコインランドリー。

昼はパチンコ、夜は仲間を見つけてゴールデン街かしょんべん横丁。半年稼いできてもこんな生活だからたちまち懐が寒くなる。所持金が三万を割ると俊さんの仕事探しが始まる。

不況だ不況だといつても今まではマンション建設やら道路工事やら仕事は何だかんだあったものだ。あちこちの手配師に当たれば何とかなつたし、それでもない時は長くいた飯場に電話すればだいたい快く迎えてくれた。贅沢を言えばきりがないが、食いつないで行ければそれでいいと思つている俊さん、どんな不況の年でも所持金が一万を切ることはなかった。

食うために働き、働くために食ひ、仕事一筋、俊さんは世間の荒波を乗り越えてきた。

この俊さんの生活がおかしくなったのは二〇数年のことだ。俊さん五十代の半ばになりゼネコン疑惑だバブル崩壊だのと巷で騒がれるようになった頃から次第にまわりから仕事がなくなくなり、入飯してもちよくちよく休まされたり、満期の前に返されたり、デズラをだまされたり、そのうちなじみの手配師の顔も渋くなり歳を取り過ぎていたりとか難癖をつけられるようになり、そしてついに頼りにしていた飯場にも体よく断られた。

さすがの俊さん今度ばかりは大いに慌てた。駅に在る仲間や西戸山公園の寄せ場に集まる知り合いに声をかけまくった。誰も同じだった。日払いの現金仕事に行っている仲間も週に二度か三度かだと嘆いていた。若いのしか連れて行かないと肩を落として言う俊さんが仕事をよく教わった先輩はあおかん(野宿)をしているという。俊さんそれでも朝早く寄せ場に顔を出し手配師に頼み込んで日払いの現場にもぐりこもうとしたが、どこも一日か二日ぐらいで後が続かない。

恥を忍び生まれて初めてあおかんをした。戸山公園の体育館の裏だ。見よう見まねでダンボールで覆いを作り仕事バックを枕にし横になった。だが心細くて眠れない……

そんなこんなで俊さんおよそ二年前の春先から新宿駅のダンボール村の一員となった。私と知り合った頃は五十七と言っていたから今年五十九になる筈だ。

俊さんの断片的な身の上話を聞く時(それはいつも酒の席で彼が一方的に喋るのだが)彼は口癖のように「まあ、よくある人生だがな」と、繰り返す。

……

ホームレスとなるには人それぞれ事情がある。運が悪いとしか言いようのない人、偶然だとしか思えないような人、本人が悪いとしか思えないような人もいる。様々な来歴の持ち主がこの世界の主人公だ。

だが不思議に共通するものはある。

新宿連絡会が九四年に行ったアンケート調査(回答者二百十人)によれば新宿のホームレスが野宿をする前にしていた職業は建築・土木のいわゆる日雇層が六割を占め、他はパチンコ店や飲食店などサービス産業等中小企業で働いていた者となっている。

不安定就労労働に従事していた労務者とホームレス化の因果関係は山谷地

区などで昔から顕著に現れていたが、それ以外の人々も収入や生活水準、社会的地位などを見ると、ほぼ同一の社会的階層に属する人々であると考えられる。

もちろん例外はある。しかし、どこも社会的階層の人々がホームレスに一番近い関係にあるかという点、それは日雇層の人々を含め社会の底辺で暮らしている人々の層であるということになる。

大きな会社のサラリーマンから直接ホームレスになるケースは少ないし珍しい。終身雇用など安定した雇用関係のある社会的に高い、もしくは平均的な人々がホームレスになる可能性は極めて少ないというのが我々の調査から見えてきた逆の結論である。社会的に低い階層(経済的不安定と無権利状態に置かれた)の人々、そして地域社会などに組み込まれず一定の居住空間を持たない(持てない)人がその中でも真っ先にホームレス化していると推測できるのだ。

さて、そうなるとこれらの社会的底辺で暮らしている人々の社会福祉とは一体いかなものか?という疑問がわいてくる。そして私はここにこそホームレス化の最大の原因があると考えている。

建設業に限らず、日雇・臨時・パートなど不安定就労労働に従事する人々や、家内産業、中小零細企業で働く人々、これら社会の底辺で暮らす人々が住み、働いている環境は往々にしてむき出しの搾取、むき出しの暴力、むき出しの生活がまかり通っている世界である。

俊さんの例を典型にしなげら、社会保障制度から見よう。

かつて五人未満の事業所は健康保険・厚生年金保険ともに強制適用除外とされてきた。しかし今日は法改正によって従業員のあるほとんどの事業所は社会保険の強制適用など、中小企業で働く人々も含めて国民皆保険、国民皆年金が法制度的にも完備されたとい一般的に言われている。

しかし、実際のこの世界では固定的な法定福利費の負担を嫌う常務的従業員にすら臨時的な雇用関係を強い、社会保険を適用しないケースはそんなにめずらしくない。企業規模が小さければ小さいほどそうである。雇用関係ですら明確でない雇用関係というのが別段不思議とも思われぬ世界なのだから尚更である。

飯場経営などではたとえ五十人や百人の労務者を雇い入れていても従業員

はゼロと申告している事業所などザラにある。会計上賃金は人件費ではなく外注費に計上され、それが慣例となつてさえているのだ。俊さんがいくら長く飯場においても健康保険、厚生年金、雇用保険が適用されずいたことは別段不思議なことでもなかったのである。

正規社員ということで就職しても社会保険に加入されず、名目上は社員でも立場上はバイトと一緒というよくあるケースのように、強制加入といくらいつても罰則のない、立ち入り調査されない強制適用では抜け道はいくらでもあるのであり、事業者の良識にまかせるやり方では労働者側に犠牲を強いる結果にしかならない。何せこの世界では労働基準法すら知らず、労働者を金の成る木としてしか見ない事業者などゴロゴロしているのだ。それでなくとも九〇年代の産業転換に伴う労働力流動化政策、フレキシブル化の波は、バブル期以降のリストラとも相まって非正規社員数を増大させており（派遣労働者など）、働く者の社会保障は著しく後退するのではという危惧すらある。

いずれにせよ、この社会保障制度から洩れるということは最低生活保障を前提とする所得保障が不当にうけられないということであり、いざという時には自分の力しか残されていない状態

にさらされるといふことである。

もちろん臨時雇用であつてもたとえ日雇労働者の場合、日雇健康保険や日雇雇用保険という制度はある。しかしこれらの制度は必ずしも全国的に普及しているわけではなく、実際の日雇労働者の所得保障がこれによつてなされているかといえは、決してそうでもない。

先のアンケートでも日雇雇用保険の被保険者証（白手帳）の所持者は建築、土木の日雇層、六割に比してわずかに割も満たしていないことに現れているように多くの労働者は制度そのものの恩恵すら受けていない。また実務的にも前二カ月で二十六日の就労が手当て支給の条件となるなど実際の労働力市場の雇用保険環境に比して条件が高すぎるなど具体的な失業に対しては決して有効な防衛制度とはなっていないのである。

更に言えば、東京などでは日雇雇用保険の新規加入を制限し、また既得者の手帳を高齢やささいな「不正」を理由に職安窓口で取りあげるなど政策的に受給者数（手帳）の調整を行ない、制度そのものの廃止を意図するかのような指導すら行われている。（労働者）職安行政は日雇労働者の常備化政策を近年積極的に進めているが、建設産業の重層的な下請構造に根ざす中間搾取や

拘禁労働、低賃金など三次四次下請で未だに残る前近代的労務管理を放置、容認したまま進められる常備化は労働者側にそのすべての矛盾を押しつけるもの（に他ならない）

日雇健康保険の被保険証など今では持っているのが珍らしいといふくらいみごとに普及していない。だからほとんどの労働者は無保険の状態だ。病氣にかかった場合どうするのかという、負担率の高い国民健康保険をドヤか飯場に住所設定して取得し、医療機関にかかると、俊さんのように山谷などにある無料医療機関（山谷の場合、都が設置する医療相談室が城北福祉センター）内にあるが診療所ではないので簡単な治療しか受けられない）に行くか、もしくは福祉事務所におもむき医療扶助を受けるかのいずれかである。もちろんこのいずれの方法も知らずに我慢に我慢を重ね疾病を悪化させた末救急車で医療機関に運ばれる人（そしてそこで死んでしまう人も）もこの世界では決してめずらしくない。労働安全衛生法では事業者に対して従業員の健康診断を義務づけてはいるが、これもまたあつてないような法律である。

公衆衛生、健康への意識が低いのと同じく労働災害に対する意識が低いのもこの世界の特徴だろう。確かに建設業は労災事故の代名詞のような産業で

あるから元請ゼネコンなど労災予防のため安全衛生教育だの、安全パトロールや安全大会など種々の労務管理や現場対策を熱心に行つてゐる。しかしその努力に比し重大な労災事故は仲々後をたたない。

社会保障との関連で問題となるのは被労災労働者への補償なのだが、しかしここでもこの補償すら受けられないという制度以前の問題が多々発生する。労災保険は建設業の場合事業所単位の一括加入なので、ほとんどの現場ではこの保険に加入していないといふことは起らない。だから現場災害にあえば二次下請の従業員だろうが四次下請の日雇労働者だろうが、日本国籍のないものだろうが等しく補償を受ける権利がある。ところが、この権利行使させない、すなわち労災事故をもみ消されるようなケースが増えているらしく、近年、日雇労働者の組合や外国人労働者の労働相談を行っている団体からこのような報告が多数発表されている（大半は監督行政と元請業者との関係、重層的な下請構造での業者間の上下関係など利益関係に基づき意識的に行われている）。

この場合、被災労働者が最大の犠牲者となる。治療がともに受けられないどころか、休業補償給付も払われな

される。更に問題なのは身体に障害が残ってしまった場合障害補償給付も傷病補償年金も給付されず放り出されるという事になる。これらの人は障害に對する公的な福祉サービスすら受けられず—何故なら障害者福祉は障害認定

II 身体障害者手帳の交付が前提でありまともな療養から排除されれば手帳の交付まで行きつかない。また手帳交付には居住地が必要であり、居住地がなければサービスも受けられないからである—社会の底辺に居つくことになる。

よほど運が良くない限りそこから浮上はまず不可能だ。事実そのような末路を歩まされてきた労働者に私は路上で多く出会っている。(知的傷害をもった人々も路上の社会に少なからずいる。彼らの場合はまた別のプロセスがあると思うが、総じて差別的、隔離的な施設收容保護に安易に頼りすぎる人権意識の希薄な福祉的環境に遠因があるのではないかと私は考えている。)

以上ざっと見たように社会の底辺に暮らす人々にとって社会保障制度とは、あるにはあるがまるで機能していないまか不思議な制度である。

「国民がその生活を続けていく過程において生起する所得の中断や永久的喪失に對して、最低生活の保障を前提とする所得保障のために国家が行なう

ところの総合的・体系的施策制度である」社会保障制度。収入が不安定であればある程必要な筈のこの制度から排除された人々が多く存在し、そして今日増え続けているとはどういうことなのか？

さて次に労働福祉政策と呼ばれる国の政策領域を簡単に見てみよう。公的労働福祉政策の重要課題は高齢者の雇用確保と高齢労働者の雇用条件保護政策にあるといわれている。

しかし、この具体的政策はとりわけパブル経済崩壊以降何ら進んでおらずかつて盛んに言われてきた高齢者の雇用確保という課題はスローガンに終わった感が強い。シルバー人材センターなど現行の施策はそもそも所からして雇用確保ではなく、生きがい労働だとされているなど、雇用条件保護のない低賃金のまま高齢者を利用するだけの機関としてしかなくなってしまった。高齢化社会というのが深刻な社会問題として認識されているにもかかわらず、社会負担の危機感も燃りたてはするものの雇用政策的努力は何一つ行われていないのが現状である。

また、かなり古くから問題とされていた、低賃金、長時間労働に代表される中小企業労働者の労働条件の改善への努力を国が徹底せず放置してきたこ

とも今日の階層的格差の拡大、そして下層の貧困度を増させた大きな要因の一つであろう。企業福祉II 福利厚生水準は飯場などを含め中小企業では極めて低く、大企業では法定外として事業主が負担する項目—住宅費、社宅費、食費、交通費など—のほとんどが労働者負担となるなど、低賃金とあいまい労働者の生活を圧迫させている。また当然のように退職金制度などほとんどの中小企業では制度化されておらず、あったとしても額は非常に少ない。

国が充分な中小企業労働者保護政策を公的労働福祉の観点から進めていなかったことに最大の原因があると見えるだろう。この国の労働行政は経済成長に従属していた、労働者保護の観点が弱い行政である。労働者保護のない施策は当然その矛盾が社会的な力がない人々に集中することになる。しかしこれすら社会福祉的な観点から問題にされることなく放置され続けてきたことに今日の危機の深さがある。

なお、都が六〇年代以降行なってきた、いわゆる山谷対策は当初から暴動対策を前面に出した地域対策であり日雇労働者の階層としての保護政策ではなかった。一般的にこれらは福祉対策といわれているが、実質的に労働福祉対策とも労働政策ともいえる代物ではない。山谷においても日雇階層が置かれ

ている現状は他とたいして差があるものではない。

山谷に住む日雇労働者や新宿で暮らすホームレスの平均年齢は五二―五四才である。この戦後高度経済成長を支えてきた世代、五十年代六十年代の中高年の労働者たちが長期不況の中、労働保護政策のない国の産業政策、資本に従属した労働力政策の最たる犠牲者となり、社会福祉からも見放され、かつての農村の人々や炭鉱労働者と同様、棄民化されようとしている訳である。

労働者の生活に関する福祉政策は高齢の労働者にとって不備どころか不当であるとさえ言える。

最後に生存権保障の最後の砦、公的扶助—生活保護制度を見てみよう。

例えば俊さんの場合、彼が病気で会社を辞めアパートで療養していた頃の三十代後半、一家四人、この時点で抜きさしならない生活困窮に陥り福祉事務所に駆け込んだと仮定してみよう。個別面接や資産調査の結果、他法関連事項や扶養義務関連が法の定めた要件に当てはまり、俊さんの疾病がある程度の治療期間がかかり医師の判断が就労不可であれば、一家四人俊さんの病状が快復し無事、次の仕事を見つけた一定の収入が得られるまでは、生活扶助を含め各種給付は可能だったろう。

次に現在の六十近い俊さん。誰が見ても生活困窮は間違いないし、資産調査をするまでもなくホームレスになってか平均所持金は二千元を越えたことはない(それだつて古本屋でバイトしたりで稼いでいる貴重な生活費だ)。扶養関係も義姉一人じゃ面倒を見てくれる望みは薄い。ただし俊さん健康状態はいたつてよらしい。若い頃の大病以来健康には割と気を使っているせいしか体はすこぶる頑丈となつた。こんな今の俊さんの例えをこのまま福祉事務所に申請に行つても、ほぼ間違いなく申請以前の話だと追ひ返される。

住所がないからという訳ではない。生活保護は住所があるうがなからうが申請権は誰にもある。そうではなくここで問題なのは稼働能力があるということなのである。(住所のない者への生保適用はあくまで制限的に行われてきた。これが住所のない者への生保適用は不可なる現場の混乱―運用の間違ひを引きおこしている。なお更生施設が一杯で、新たな施設建設は住民反対が多く新設しづらいことを生保適用が進まない理由とする向きもあるが、これはあくまで副次的なものだ)

何故こんな変な運用になるのかというと、生活保護法には補足性の原理(法四条)というのがあるからだ。これは保護を受けようとする者は資産、

能力あらゆるものを活用し、それでも生活ができない場合に限つて扶助をしようという原則である。だからたとえ無一文でも働ける能力(稼働力)があるんだつたらそれを利用して下さいという理屈になる。八〇年代の"適正化政策"でこの点ことに厳しくなつてきたという。

この稼働能力、誰が判定するのかというところと医者が決めるのである(本来、社会的に判断するべきで、医者の判断は客観的な意見の一つとして扱われるべきだと思ふのであるが、近年の生保行政の硬直化とケースワーカーの質の低下は反対に医者の判断最優先の実務となつている)。だから医者が福祉に提出する病状報告書の中の「普通労働可」×「軽労働可」×「就労不可」のいずれかに丸をつけられるかが運命の分かれ道となる。だから内臓疾患など長期加療が必要なホームレスが保護申請をしたとしても、たまたま医師の初診(たいがい問診程度で判定されてしまふ)の結論が「軽労働可」だつたら彼らは生活扶助の受給資格はないということになり(医療単給だけは一般に行われる)、飯もまともに食わずに野宿しながら薬を飲んで治療をするというおよそ信じられないサービスを受けることになる(アオカシ通院問題と言われている)。

稼働能力のある者への生活保護適用は認めないというこの生保行政の方針は結果、社会の底辺で暮らす人々のうち大半の受給権を剥奪し、その中で最も窮乏しているホームレス状態の人々をそのまま街角に放置するという事態に帰結している。

俊さんもよほど大きな病気が怪我に見まわれない限り、生存権に基づく権利を行使し得ない。すなわち彼の厳しい野宿生活はこれからも続く。(ちなみに六十五才になれば高齢保護Ⅱすなわち稼働能力が自然消滅した老人への保護が受けられることになる。しかしこの場合たいがい隔離的な施設収容保護であり、その点での是非は議論の分かれるところである)

今日何故、稼働能力の補足性がこうも窮乏層の人々の放置と結びついているかといえ、生活保護行政との政策的整合性が壊れつつあることにその最大の問題があるからだろう。この政策的な不備によりホームレスはどちらの行政からも見放されることになった。

すなわち稼働能力の補足性が有効であるためには憲法二十七条①勤労の権利義務に従つた稼働能力のある者への国の積極的な雇用対策、そして公的職業紹介が機能していなければならない。本来、失業者には雇用保険法による所

得の保障、及び公的職業紹介事業による労働権の保障、そして最後にそれでも就労できない者への失対事業就労での所得保障、これらがセットとして制度化されていた。労働行政からする社会福祉的な施策である。これが今日大幅に後退しているのである。行政改革という大鉈により失対事業がろくろく議論もせず廃止されたのに続いて職安業務まで民営化されようとするなど労働権保障の精神が大揺れに揺れているのだ。

事実、日雇労働を紹介すべき公的労働出張所では紹介業務はほとんどされず、違法手配師による民間労働力市場(ほとんどの場合、暴力団の資金源と化している)を意図的に放置している。また住民登録がなければ紹介を受けられないなど不当な制限もある。

このような環境の中では補足されるべき条件が欠落しているのだから、いくら能力があつても活用しようがないのであり、補足性を言いたてるのは無理があるものだ。

政策に不備があつてもいずれかの法が権利保障をしてくれるのだつたら話はずりでは話にならない。

言うまでもなく生活保護法は無差別平等な国家責任による最低生活保障の

制度である。劣等処遇的な保護基準であるとか、権利の体系として認識されてないとか批判はありつゝも、庶民の生存権保障の最後の砦であることは言を待たない。この法にすら排除されたら一体どうしろというのだ？

以上見てきたように社会の底辺で暮らす人々にとつての社会福祉とは、
“火星人の言葉”に等しい。

国の施策からして社会的弱者の立場に立たずに扶助原理を後退させ、福祉限定論の中で闇雲に自助を強要する恰好となつており、それまで一定の社会福祉的諸権利を獲得した大中企業の組織された労働者層ならまだしも、最低限の生活すら保障されず放置させられてきた未組織の下層労働者は、景気循環という荒波と同時に保護されない存在として、むき出しの搾取に、むき出しの暴力、むき出しの生活という責め苦まで被せられることとなり、そして今時の不況では階層そのものが地盤沈下するくらい激変を受けることとなつた。

ホームレスもまた必然的にこの見捨てられた階層から生まれることとなつた。オイルショック以降の社会福祉的失策のツケは貧困ラインに蓄積し、ついにその底辺が自身の重さで破かれるという事態に至つてゐるのだ。

この経済的に不安定で無権利状態の層の人々を放置し続ける限り、ホームレス化の流れを食い止める手だてはなし、またホームレス状態を救済する手段も見出せないだろう。

しかしこのホームレスを生み出す基本的な構造すら理解しようとしていない人々が今こそつて”ホームレスの対策を”と叫び始めている。彼らは社会調査すらせずに社会治療をするよう求めている。そういう社会的病理学者が実に多い。

極めて当たり前のことだが、誰も好きこのんで野宿生活など選ばない。誰も好きこのんで貧乏とならないよう、いくら価値観や生活スタイルが多様化しても好きでホームレスになる人などいないのである（あたかも新しい生活スタイルかのように一部マスコミが都合するものだからおかしな偏見が生まれる）。

しかしこの当たり前のことすらこのホームレス対策主義者は理解しない。すなわち、今時いわれているその対策とは都においても、路上生活者問題と同じよう、生活形態の問題ばかり強調（特殊化）するあまりその形態からの脱却（狩り込みだろ）が隔離だろ（狩り込みだろ）のみ眼中を奪われ、社会福祉的観点からする施策の点検を

しないことによつてその本質（原因）がぼやかされ、”路上生活者”が権利主体であるということすら認めず法による保障をサポータージュシながらひたすら自助を押しつける法外援護にその福祉対策といわれる新たな施策を集中させることに帰結する、行政とは全く同じ発想の対策なのである。

いふならば（好きで）路上生活をしてゐる人々にそういう生活をやめなさいと指導することに最大の力点が置かれ、それによつて問題の解決が可能であるという立場である。

この立場は都の場合極めてはつきりしている。都が現在、特別区と共同で行つてゐる唯一のホームレス対策である冬季臨時宿泊事業が強制撤去の收容所として出発したこと、そしてこの事業は二週間の法外援護のサービスに過ぎず、しかも大田区の埋め立て地にその主要な施設があるよう閉鎖的、隔離的な施設であること。この対策の性格は都の前述したような発想が色濃く現れてゐる。

基本は”路上生活からの脱却”をもつて対策と置きかえてゐるのであり、まずはその場から移動させ、更生にしろ何にしる自助を押しつけるのである。しかし、これらの発想と具体的対策は、ホームレス状態にあるという現象

のみを見、下層の人々が置かれてゐる現状を見ない近視眼的方法である。

確かに社会の底辺で暮らす人々の層は、たえず見えざる下層の人々の間から補充され、またたえず循環を繰り返して、たとえ俊さんが運良く飯場に入るとか、決して固定的なものではない。だが既にかいつまんで見てきたような下層の人々の環境と、今日の経済事情は下降が二だとすれば上昇はひとつたふうに最底辺への人々の沈殿を年々階層の高齢化と共に累積させてゐる。具体的にそれはホームレス数の増加として表現されている。

これらの現実を認めないで組み立てられる対策など有効性を持ちようがないばかりか逆にホームレスにとつて害毒でしかない。

また、景気回復がこの問題の特効薬のような期待を持つてゐるとすれば、それはまた間違つた考えだ。資本は資本の意志貫徹する。よほどの国家的介入がない限り高齢化した労働力は産業に吸収されないうつし、下層の人々の労働条件の劣悪など無権利状態は改善されない。雇用対策抜きの景気回復待望論では何も解決はしない。

不況がホームレス化の原因かと言えれば決してそうではない。不況の中で失業者が増大するのは資本主義の中では不可避な現象である。問題なのは何故

失業者がいとも簡単にホームレス化するのだからということである。不況は確かに大きな要因だが、ホームレス化の直接の原因ではない。

ついでにいうが、家族（社会）の絆が切れているから云々を強調する識者もいるが、しかしそのような現象は現代の都市生活者に一般的な現象で、離婚したからといってホームレスにならないようにこれも二次的な要因でしかない。どちらかという逆なのだ。ホームレスになることによって社会的な絆は切れていく。

いずれにせよ行政のとりわけ巨大な労働市場と都市貧困層の人々を持ち合わせた東京都の「法外援護を軸としたホームレス対策（排除と隔離と自助の押しつけ）」は社会福祉の観点で徹頭徹尾問い直されなければならない。社会の底辺で暮らす人々をも法律内の人間として認めるという当たり前のことから始めなければならないだろう。都の行っている対策、そして多くの識者が言っている対策はその当初から当事者側の意向、意見を無視しており、福祉的対策という前提がごっそりと抜け落ちているからだ。すなわち切実な要求を持つ層のニードに対応せず、そのニードに社会資源を結びつけるという方法すら取っていないのだ。（新宿運

給会がアンケート調査をしたうえでニードに沿った運動を進めてきたのと正反対のことを彼らはやっているのだ。我々から学ぶ点はあっても我々を批判する資格は都不是にはない。）

ホームレス状態が悪いのではなく、そういう状態の生活を強いる社会的要因こそ問題であるという、そういう当たり前の認識に何故立たないのか。

.....

俊さんは福祉でくれる防災用のカンパンが嫌いだ。噛み砕いていると奥歯にかすが引っかけかかって気持ちが悪いからだ。けど腹がへって仕方がない時はそれをみじめな気持ちでこっそり口に入れる。

三、俺たちは「ゴミ」

じゃない

（ホームレスの強制撤去）

このように（本来の）社会福祉的観念すら持ちあわせていない福祉（民生）行政、労働行政は、社会福祉的法制度の運用においてすら特定の人々を排除する。そして国の政策もまた同様である。

る。もちろん統一的視点をもった施策も調整も現在行なわれておらず、限定的な救済と場当りの法外援護のお恵み、そして自助の強要がそれぞれの窓口で行われているにすぎない。

かくしてむき出しの搾取、むき出しの暴力、むき出しの生活を強いられる「ありのまま」の労働者層は経済的不安定と法によって保護されない無権利状態によって、社会のドン底に突き落とされることになった。

金のあるうちはドヤでも旅館でもサウナでもカプセルでも泊まることは出来る。ないしは知り合いのアパートなりに潜り込むなり、人間関係で持ち堪えられるかも知れない。しかし金もなく潜り込む場所もない人々はそれこそ恥を忍んで路上か公園に寝るしかないのである。

さて、ホームレスは不法占拠していると、よく言われる。公共用地にいうが私有地にいうが非難の根拠は法にそむいている状態にあるようだ。

それではそういうことをいいう行政や識者に私は伺いたい。不法占拠をしないで暮らしているホームレスなどこの世にいますか？

商店街の店先で夜中こっそり寝ている、とたんにロープが張られバケイロが築かれる。駅や地下道で寝ていれ

ば水やおが屑がまかれ駅員やガードマンに追い出される。公園のベンチに寝ていればそのうちベンチに細工が施され横になれないようにされてしまう。歩道橋の下に寝ていればネットが張られ閉鎖されてしまう。

何もこれは大袈裟なことではなく、ホームレスがまだあまり顕在化していなかった八〇年代からずっと、市民社会がごく当たり前のように取ってきた対応「ホームレスよけ」の一部である。

法にそむかず寝ていれば誰もこんな憂目にはあわなないだろうし、誰だってこんな憂目にあいたくない。そして法にそむかず、寝れるのだったら誰だってそうするに決まっている（繰り返す言いが、好きでホームレスなど誰もしないのだ）。

法にそむいて（管理権に抵触してという意味だが）暮らさざるを得ない、この状態の人々を世間はホームレスと呼び、都は路上生活者と呼んでいるのではなかったか？だとすると本質的には不法占拠状態が問題なのではなく、これらの人々が不法占拠をしなければ暮らして行けない状態に置かれているということが問題ではないのか？（もちろん個別の占拠状態が極端であるとか市民社会との調整が必要な場合もあるだろう。しかし、それにしても不法性だけに問題の焦点が置かれるのは明

らかに筋違いというものである) 不法占拠をしているから排除して構わない。こんな理屈がまかり通つたら、それこそ日本中のホームレスは各地で追いまわされ全員野たれ死ぬしかない。

が、我々が考える問題の性質と東京都などが考える問題の性質はどうやら違っているらしい。

都のいう路上生活者問題とは路上生活という形態が問題なのであり、路上で暮らしている人々が問題なのである。だから路上で暮らしている人々が抱えている問題の解決ではなく、路上生活という形態の解消こそが彼らの目標とすることなのだ。

要はそういう外的な環境(事態)そのものが問題であるから環境そのものを整備(浄化)しましょうということだ。

都のこの種の対策はホームレス化という事態が広く顕在化するようになって初めて開始された。逆にいえば顕在化させない社会の隅に押しやるということが対策ともなるのである。

都の言う対策がホームレスの立場に立った問題の立て方をしてしているのであれば、不法占拠を根拠とした環境整備工事や強制撤去など決して出来るものではない。都は自らの行動で「どういう問題なのか」を解きあかしてくれたい。

都が新宿西口地下通路(主に四号街路と呼ばれている駅から中央公園方面に通ずる南北二本の地下通路)のホームレスが住むダンボールハウスの定期撤去作業を開始したのは九三年十月頃であった。この「路上廃材撤去作業」と命名された作業は、翌年の二・一七事件をはさんでその年の五月まで月一、二回の割合で行われて来た。都道の管理権に基づき違法放置物件に対する措置として、西口地下商店街の要望に依る形で開始されたと言われている。

しかしこの種の単独事業はさほど効果があがるものではない。というのも既に使い古され、都立、区立公園や河川敷、国道などいたる所で行われている方法だからである。清掃作業や撤去作業に名をかりたこの「環境整備作業」は撤去される側としては事前に情報を察知し、その作業の時間帯だけ荷物や小屋を移動させるとか工風(知恵)によつて凌ぎやすいから結果的に「イタチこっこ」となりやすい。効果が無いのを承知しながら住民の苦情のバランスを取るためにアリのパイに行うだけの管理者も多い。しかも、ホームレスを追い出すことを公然と名目に来たない弱みをもっており、例えば上野公園では公園内に住むホームレス有志と公園管理事務所が交渉をし、昼間はテ

トを張らない代わりに清掃事業では荷物を撤去しないなどの協約を結ぶ(九五年八月)など、本来の目的が無力化されてしまうこともある。

だから新宿でも目先の効果ばかりを考えずこの路上廃材撤去作業だけを地道にやっていれば、これ程まで新宿問題が社会問題化することもなかっただろう。

しかし都は効果ばかりに目を奪われ知らぬ間に禁を破ってしまった。実すなわち、浮浪者狩り行政以来、実に三十年ぶりとも言える百名から二百名を対象とした大規模かつ強力な環境整備対策事業(強制撤去)を、今の世の中で(しかも二度も!)敢行してしまつたのだ!(ここで言う環境整備対策事業は強制撤去の概念だが、私はこれを先の路上廃材撤去作業、そしてホームレスが暮らしていた居住地を閉鎖し形状を変えてしまう環境整備工事、そして排除した人々を收容する短期臨時宿泊事業の受付業務、以上三つの事業が同時に行われる都の環境整備を目的とする政策的対策事業という意味で使用

する) この都の突破りの対策とは、その衝激の大ききから行政内部ですら「事件」と表記されている、九四年二・一七事件と九六年一・二四事件である。二年近い時間的帯を歩いて行われた

この二つの強制撤去事件は、その質の同一性から都の路上生活者対策と呼ばれている施策の内容はこの間何ら変化してないことを如実に示している。すなわち、ホームレス事態が顕在化してきた新宿西口の環境が施策の対象であり、あらゆる力量はこの環境整備・改善におかれる。そして副軸として排除したホームレスの処遇が設定され、排除したままだと環境整備上支障が生じかねないので短期宿泊施設に一律收容しておく(あとは分散化させる)というものである。

では、何故都は禁を破つたのか?

いわゆる今日のホームレスが顕在化し、社会経済的矛盾を体現した現象として注目され始めたのは、九一年バブルの崩壊期と同期的には丁度合致する。東京、浅草などの各駅と周辺、そして隅田川沿いや山谷地区これらをあわせてもその当時に既に千名近いホームレスが都内各所におり、イラン人の娯楽問題などとあわせ地域の環境問題として当初から各地では問題化されていた。地域社会からする排撃は、まず商店街や町会の自警団巡回と、行政への陳情や、請願などから始まった。浅草商店街や西池袋商店街、戸山地区町会などの警察と手を組んだ追放運動や環境浄

化キャンペン、そして荒川、台東、新宿などでは商店街や町会が区行政へ陳情などを行う。このように各住民組織や商店街が「ホームレスは迷惑だからどうかくれ」と立ちあがった(?)のである。

この住民らの要請に対して各特別区はどのような対応を取ったかという、当然住民らの排撃に乗じて追放運動を一緒にやるといふ訳にもいかず(先の新宿区以外は)、公園や道路の掃除の回数を増やすとか、公園のベンチを改造するとか、その程度でお茶を濁すしかない。なにせ特りこみをしようにも

收容先が確保できない(台東区だけは上野公園や浅草で数回特りこみ收容主に病院を統括していた)。保護をしようにも保護要件が高すぎ条件が当てはまらない。たまたま当てはまっても施設が一杯でどうしようもない。唯一の

対策といえは「山谷のセンターに行けばどうにかなるよ」と南千住までの切符を買い与えること。もちろん都はこの間もやっていない。この間都が唯一やったことと言えば、山谷の越冬対策の收容枠をわずかばかり増やしたことからいってホームレスという存在すら認識していなかった。

都を筆頭に各行政はこの問題に関してはずっと頬被りをしていた訳だ。事の深刻さに気づきようやく都が動

き始めたのが先程述べた新宿西口の路上廃材撤去作業を開始した九三年秋のこと。もうこの時はホームレス人口が二千名を突破しようという頃、そして有楽町から引越して来た都庁舎の目と鼻の先の西口地下道では三百人近いホームレスがダンボールハウスに住み、山谷圏を抜き新宿圏が都内最大いや日本最大のホームレス居住地区になろうとしていた。

こうして、路上生活者問題は大都市問題の一つであることを都は公式に認め、九四年二月、ホームレス対策機関である「都区検討会」を発足させた。都は企画審議室を中心に置き福祉・衛生局など総合的なメンバーを立て、特別区側も厚生部などの福祉関連のメンバーを中心に、都と特別区が協力しホームレスの対策を検討し、緊急性のあるものから順次実施するとされた。しかしこの検討会、その対策第一号である

冬季越冬対策事業が、都の強制撤去の收容先とされてしまったよう当初から都の強引な方針に従属する機関の感が強かった。つまり新宿西口対策優先という方針である。発足当初から各区の不満が噴出したというこの検討会、そんな訳だから会議を開いても都と特別区側の利害対立、特別区内における利害対立と紛糾しなくなり、発足後既に一年以上となるのに冬季越冬対策事業以

外これといった対策が打ち出せない始末。それどころか九六年一・二四事態では事実上分裂し收容所を都単独に設置しなければならなくなった。

要は東京都、当初から新宿西口対策をしたいがために特別区を抱き込み、対策機関を作ったようなものだ。特別区側が騙されたと感じたのも当然だ。

さて、ではどうして都は新宿西口対策にこれほどまで重点をおこうとしたのか?

西口が都庁のお膝元ということもあるだろう。体面を気にする発想はどの大都市でもある。とりわけ九四年段階ではまだ都市博覧会開催にむけ諸準備を着々と進めていた頃だ。都庁とみん広場も都市博の重要なイベント会場で

外国の来客も多く予想されるから都庁周辺を大々的に掃除する必要が都の側としてあったとしても不思議はない。しかしそれだけのことで、今まで何もやらなかった方針をグルリと変えかなり強引な手法で対策に乗り出したとも思えない。

それでは次に考えられるのが、たまたま「動く歩道」工事予定地にホームレスが住み着いてしまったから消極的な意味で排除せざるを得なくなり、それとの関連で施設收容を含めた対策が

必要となったという、やや都に同情的な見方だ。というより都は意識的にこのような情報を流しているフシがある。が、事実経過を正確に追えば、これは以外とそうでもない。

確かに西口四号街路部分にいたホームレス達は、その大半が「動く歩道」設置予定地にダンボールハウスを建てて生活していた。すなわち南北両地下歩道の車道側約三・五メートル幅の支柱部分に一列に連なる長屋形式の居住街を作っていた。そしてこの三・五メートル幅部分こそ、都・建設局が「動く歩道」を設置するため都庁移転時の改修工事の際拡張した部分にあたる。しかしたとえこの拡張工事がなかったとしても元々同じような場所にホームレスはいたのだから、これは偶然としかいいようがない。

さてこの「動く歩道」だが、都建設局が都庁移転時に設置する予定の設備であった。そのため何度も財政当局に予算化の伺いをたててきたのだが、都・財務局はこれを却下し続けてきた。理由は定かではないが、見るからに経済効率の悪そうなベルトコンベアのようなこの設備、折からの財政悪化の中、贅沢設備と考えられていたとしても不思議はない。何せ工事だけで約十三億、年間維持費六千万もするのだ。だからこの計画はずっと白紙状態のままだった

た。

ようやくこの計画が動きはじめるのは、都市博が具体化し関連予算が組まれる頃だ。建設局にとつては渡りに船だったのは、有明の都市博会場に日本宝くじ協会が全額出資し設置することが決まった「動く歩道」。この設備を都市博終了後、新宿西口に移転させることで懸案だった予算上の問題をようやくクリアさせた。そして九五年度予算の中で関連費が計上され、この計画、九四年秋に正式決定された。

すなわち九四年二・一七段階では「動く歩道」計画は白紙状態であった。しかし都は強制撤去の際、四号街路南側通路の「歩道」予定部分を環境整備工事と称し閉鎖してしまつた。(都は以降二年近く歩道の一部を閉鎖し続けることになる)都の「不法占拠」状態「歩道」工事のためというのなら明らかにフライングである。

いずれにせよ、経過から見ると、「歩道」問題よりホームレス対策の方が先なのだ。ということは、「歩道」を作るためにホームレスを排除したのではなく、逆にホームレスを排除するために「歩道」問題を引き寄せたというのが正確な所かもしれない。

さらにいえばこの「歩道」計画、九五年五月、青島知事の都市博中止決定で再び宙に浮くこととなつた。計画が

白紙となつた以上、いつまでも南側通路の一部を閉鎖しておく訳にはいかない。しかしせつかく「きれいな」にした通路を再び開放したら北側通路部分同様、再びホームレスに占拠されてしまふ。それであるならば北側問題の解決を含め「歩道」を再度引き寄せようと努力した結果が九五年十二月八日の決定だつた。すなわち、何と「緊急事態宣言」を出したばかりの逼迫財政の中で十三億もの独自予算を組み「動く歩道」を建設すると。つまりホームレス排除と環境整備対策の格好の名目であつた「動く歩道」は何としても手放したくなかつたのである。そして今度は「歩道」のためと九六年一・二四の事態、北側通路部分の撤去と閉鎖、南北通路での工事着手へと至るのである。この時も「歩道」工事に直接関係のない場所まで撤去を行い環境整備工事のためとフェンスを張って閉鎖したことを指摘すればもはや言うことはないだろう。

都にとつて新宿西口の環境整備は、都政運営に例外を作つてまでも行わねばならない命題だつたのか。

では、最初の疑問に戻るが、それは何故なのか？

ここまで不合理な動きを見せる以上、何か重大な事柄が隠されているのはほぼ間違いないだろう。

(隠し事のない都政だと言いつつながら、この手の情報は何も公開されないから実証が弱くなるのは残念であるが)私はこの一連の動きと新宿西口再開発計画はかなり深く結びついていると考えている。

周知の通り西口再開発、新宿副都心計画、都庁舎の存在がその全てであり纏である。

九一年都庁移転を見越して地下が急騰したこの一帯、誰が一番利益を得たか定かではないが、高層ビル建設ラッシュに沸き、ホテル業を軸に種々のサービス業などが続々と進出し、開発の遅れていた西口をまたたく間に大都市に変えてきた。この新大都市の昼間の圧倒的主人公はいわずと知れた都庁職員、そして都行政の利益に群がるビジネスマン達である。(都庁というのは観光以外、一般市民はあまり利用しないものである)この都庁職員やビジネスマンが落とす金でこの新大都市が潤い、活気がみなぎる。そしてこの巨大なバケモノ新都庁舎をベースにして新たな企業を誘致し一大ビジネス都市を作り出そうというのが西口再開発のこれからのプランである。このプラン現在も地下鉄工事やら新たな高層ビル建設であるとか着々と進められている。

さて、新都庁舎と西口再開発との関係はそういう訳だからかなり密接に結

びついている。例えば管理職の会議室を都庁舎の会議室を使わず、隣の高層ビルの会議室をわざわざ借り切つて行うとか、最近話題となつている官々接待の舞台がこの高層ビル内にある高級料亭であるとか、都の公費はかなり意図的に地元のビル群に落とされているようだ。持ちつ持たれつといった関係なのだろう。

というのも都は乱開発ともいえるスビードで開発を進めるは、企業やテナントをつぎつぎと誘致するはと強気の地域開発を不動産業者よろしくその中心となり行つたまでとはいいが、経済予測を間違えた。ビルが完成する頃にはバブルは崩壊。不動産超氷河期となり、テナントは埋まらないなどビル経営そのものが危機に陥り、地価は頭打ち、都職員の財布はかたくなり店の売り上げも年々落ちる。

これが深刻化すれば開発の首頭取りの都庁は責任が問われるどころか、現在進めている開発事業も先行きが怪しくなつてくる。都庁舎のある新宿すら第二の臨海副都心となる可能性があれば尚更シャレにならない。地元対策はこのほか注意深く念入りにやらざるを得ない状態に追い込まれた訳だ。

そしてこの人工都市の夢の宴を嘲笑うかのように出現したのが新宿ホームレスだつた。商店街、そして何よりも

ビル経営者達にとってこれは看過できない事態であった。何故なら直接売り上げが落ちるとか、テナントが埋まらないとか以上に、土地や建物の資産価値すら下げかねない問題だからである。

しかも西口は夜はゴーストタウンで住民など誰もいない。ホームレスがそこに付け込みスラムのようになってしまふのではないか？せつかくの開発地が廃墟のようにされてしまふ。そんな危機感をビル所有者や土地所有者がもつたとしても不思議ではない。

この一部の者の利害や危機感（都も新宿西口最大のビル経営者であり土地所有者だが）に裏打ちされ、西口再開発地帯の経済対策、地価対策のためホームレスを排除し環境整備をする必要がせひともあった、と考えるのは不見識だろうか？

この推測なら都が何故ホームレスより環境を重視するのかも、また新宿対策を何故最優先課題にするのかも、また何故それまで見向きもしなかった問題を、急に、禁を破ってまでやり始めたのかも理解できる。

東京都庁と新宿ホームレスとの関係は期せずしてこういう関係に置かれたのではないだろうか？そしてもしそうならそれこそ時代の皮肉としか言いようがない。

この首都は繁栄の街か？棄民の街か？

.....

以上見てきたように、強制撤去を柱とする都の“ホームレス対策”はどういふ福祉的対策であるとは言いがたい。收容先の施設まで用意したのだから

人道的には問題ないという意見があるが、これなどは社会福祉が何たるかすら分かつていない本末転倒な意見だ。施設收容の側面を強調することで都は

福祉という言葉を隠れ蓑にしながらこの本質を隠蔽しようとしているだけだ。人命保護とか人権だとか言いながら、普段は平然と人命無視や人権蹂躪を行っているのはすでに述べてきた通りである。

そしてだからこそこの欺瞞をすばやく見抜いた百二十一ものホームレス達によって、芝浦臨時保護施設は拒否されたのではないか。

都の西口対策は空前の物資と金を投下したにもかかわらず成果はほとんどあがっていない。九四年二・一七は排除したホームレスの怒りに火をつけ、分散化に失敗したどころか運動化の契機になってしまった。そして九六年一・二四もそれに加え排除したホームレス

の大半が收容を拒否し新宿に滞留してしまつたのである。これでは本来の目的環境整備はきわめて不安定にならざるを得ない。かといつて戒厳令を敷く訳にもいかず、しかもここまでやっておきながらこの状態を放置して置く訳にもいかない。となると、再び強制撤去を繰り返さねばならないが、しかし今度は名目があまりにもなさすぎる。反対の声が大きくなればまた矛盾が広がる。

都は禁を破ることによって泥沼に足を踏み入れてしまつたのだ。ホームレスを知らずしてホームレスを手玉に取ろうとしたその愚かさを今ごろ悔いてももう遅い。（都は戦後の浮浪者対策の頭末を果たして教訓化しているのだろうか？）

今回の芝浦臨時保護施設閉鎖に当たり都は、入所者七十九名中（これもかなり水増しした数らしいが）五十六名の就職確保に成功したと発表したが、これとてホームレス側からの強い圧力と世論の声によつてようやく可能であつたに過ぎず、当初から具体的な就労対策があつたわけではまかつたくない。この程度のことでは胸を張っているらしいが、そもそも就職させればそれで良いという問題ではない。既に批判してきたことだが、ホームレス状態を解消させるだけの就労対策やら何とか対

策とやらはほとんど意味がないのだ。事実、この都の就労対策で仕事が決まり自立したとされるホームレスの数多くが新宿に戻ってきているという。何故かという違法手配師に紹介されるのとあまり変わらない（労基法すら守らない）業者を都は職安で“ホームレス”よりましだろう”式に紹介させていたからだ。ありがた迷惑とはこのことで、そんな業者で働くんだったらそれこそホームレスをしなから自分で仕事を見つけた方がまだましだったのである。

都の勇み足は行政内部にも波紋を投じた。九六年一・二四の事態では先の“都区検討会”が事実上分裂した。あの新宿区さえもが都の性急なやり方を批判、西口対策から脱落するなど特別区側が離反し、“ホームレス対策”の枠組みが崩壊、そして都は孤立しながら前面に立たざるを得なくなった。新宿西口の環境問題を柱にすえた都の問題の立て方と、それに反し生保行政的枠内の改善で暫定的な問題の解消を主張する特別区側の問題の立て方がぶつかり、結果“検討会”の項目として新宿問題は別枠に棚上げされたばかりか、都が強制撤去時の收容先と期待していた冬季越冬対策施設が結局利用できなくなつてしまつたのだ。

この対立により、都は実に二十一年

ぶりといわれる収容施設の設置・運営を余儀なくされ、そしてこの芝浦臨時保護施設と既存の越冬対策施設という二つの同様な施策が同時期に平行的に行われるという歴史的にもめずらしい事態を現出させることとなった。

これはいくら建前であっても”都区協力によるホームレス対策”が事実上崩壊したことを物語っている。都が強力で押し進めようとしたこの”対策”の決定的な後退であろう。なぜなら今回は都道であったから良かったようなものの、今後区立公園などで対策が追られるような事態になったらどうするか？対立を強めたまま進められる”対策”は今後さまざまなケースで矛盾を深めていくことだろう。

いずれにせよ、この強引な新宿西口対策の失敗は覆い隠せない。何故失敗したのか？それはもはや言う必要もあるまい。

簡単にまとめてみよう。

都は強制撤去を行った理由を地元商店街の要望にあったと強調することで独自の思惑がないことを言わんとしているようだが、このような強弁をすることは独自の思惑はあったと逆に主張しているようなものだ。

何故ならたとえ”迷惑だから排除し

てくれ”と要望があったからといって、やっていい事と悪い事があり、やっていいやり方とやってはいけないやり方があるからだ。

商店街から要望があったとしよう。それなら何故、都はホームレス側の事情、理由を聞かなかつたのか？利害調整もせず、片方の言い分をそのまま呑みにし、生存に関する重要な事柄を強行するなどおおよそ近代国家で行われるようなことではない。

不法占拠をここで持ち出すなら、商店街だつて看板を公道に広げ、店の品物を公道に出して営業をするなどホームレスに劣らぬ不法占拠を年中続けた。都はこれも要望があれば撤去をするのか？それも強制的に。

そうではあるまい。都は独自の判断、利害に基づいて今回の（そして前回のも）強制撤去を敢行した。但しその内容は公表できないだけだ。

ここでは控えめに言っておこう、それは分からない。が、これだけは言える。強制撤去はホームレスのために行われた事業（福祉的対策）ではなかつた。新宿西口の環境整備のために（「動く歩道」建設を名目として）行われた事業である。そしてその主たる目的は西口からホームレスを追い出すことであつた。

最後に、新宿ホームレスの唯一の組織形態たる新宿連絡会は強制撤去にどう立ち向かつたのか？

我々は当初から立ち退きはしないなどとは言っていない。我々が一貫して言ってきたのは「動く歩道」工事に伴う立ち退き問題に関しては双方の話し合いで解決すべきだという主張である（九四年十月二日付、都・企画審議室室長宛要求書、同年九月以降の連絡会ピラはその主旨で書かれてあるし、闘争でスローガンとしても掲げられている）。そして例え話し合いで解決できなかったとしても不法占拠であるからと強制撤去を聞登に行うのではなく、合法的な手段で立ち退きを要求すべきだという主張である（同）。

ここで合法的だといっているのは、道路法四十四条二の（簡易撤去）、同法七十一條三項の（略式撤去）を行うのではなく、不利益をこうむる人々に事前に十分な告知を行い、弁明の機会を与えるなどの適正な手続きを踏まえた同法七十一條一項の処分を業務を行うべきだということである。（都・建設局は一貫して法を拡大解釈した（簡易撤去）で撤去行為を行ってきた）

この二つの主張を前提としながら我々は運動を進めてきた。もちろん「動く歩道」建設をだからといって認めてき

た訳ではない。この工事は計画も含めてきわめて不透明なものであると工事計画の白紙撤回を都に求める（九五年九・八、建設局・第三建設事務所への申し入れなど）と同時に広く世間にそのことを訴えてきた。

これら、我々の主張の底に流れるものは、ホームレスとして権利をもった人間だということである。自らの不利益に抗し、自分らで組織を作り層としての利益を防衛することも、行政の理不尽な対策に反対の声をあげるのも、ホームレスだからといって決して制限されるものではない。都が考えている工事が我々の生活を脅かそうとしている以上、少なくとも説明会なり話し合いの場では我々の意見や思いを相手にぶつけるくらいの権利はある筈だ。そして例え都がそれを拒んだとしても法に則った適正な手続きで立ち退きの執行を行うのは当たり前だ。我々は道路に落ちていくゴミではない。ゴミと一緒にされ排除されるなど金輪際ゴメンだ。俺たちは法律外の人間じゃない、俺たちも生きる権利をもった人間だ。これが我々の単純かつ明快な主張の源である。

「ゴネ得を得ようとか、そのまま居残ろうとか、個別の利害で無理難題を東京都に押しつけてきた訳でも何でも無い。当たり前のことを主張しただけだ。

九六年一・二四の直後から「都は話し合いに成りなかつた訳ではない。固交でなければ成りないと言われた」なる統一した弁明を都はマスコミに突如として流し始めた。都は自分の立場が危うくなると嘘も平気でたれ流す。これはまったく事実無根で証拠があるなら見せてもらいたいくらいだ。

本場の事実はこうである。

話し合い解決を目指す連絡会は事務局員笠井（私）に都側との折衝を一任し、これを受け笠井は、都のホームレス対策の実務的責任者である企画審議室調整課長、谷村隆氏と非公式の会合を九五年十月から重ねていた。

笠井は九五年十月都側に正式に申し入れた「話し合い」の実現にむけ、再三再四谷村氏に要請を繰り返したが、谷村氏は「それについては、まだよく決まっていないことなので話し合っても仕方がない」と、話し合い要求を一貫して拒否してきた。

谷村氏は具体的計画の進行具合すら知らせず、突如九五年十二月八日工事決定などが正式に決まったことを電話で伝えてきた。

そして谷村氏が我々との話し合いをしてもよいと言い出したのがこの直後（九五年十二月十一日と九六年一月八日の会談）からである。

しかし谷村氏の言う話し合いとは、この都の決定を前提とした話し合いであった。笠井はそれは我々が求めている話し合いとは異なるものであると谷村氏の提案を拒否し、改めて撤去期日を白紙にした上での話し合いが行われるよう谷村氏に口頭で要請したが、最終的には結論がつかなかった。

もちろんこの会談の場では団体交渉か代表交渉かという議論になつていない。形式を巡る議論にまで至っていないのだから当然である。

我々がいわんとしたことは、何故正式に申し入れをした九五年十月二日から十二月八日までの間に話し合い要求に応じずその努力もせず内部だけでコンソツ話を決め、我々の基本要（ホームレスの権利をまずは認めろという）すら何一つ反映していない対策（ホームレスの今後の生活に関わる重大事項）を当事者の意見すら聞かずに勝手に決めたのかということである。

我々が話し合いの中で託したのは、先程述べた「俺たちはゴミじゃない、人間らしく扱ってもらいたい」という気持ちであり、またそれに対する都側の真摯な対応であった。我々は形式だけを求めたのではないのだ。

都はその気になれば話し合いぐらいできた筈であり、我々の意見も対策の中に盛り込めた筈である。わざわざ問

題をこじらせて、三百人もガードマンを雇ったり、四百人も警官に応援を依頼し刑事事件まで引き起こすような混乱を押しつけるまでもなく、平和裡に事をうまく解決できた筈である（一方は平和的な解決を求めていたのだから）。

たとえ理不尽な立ち退きだったとしても、それをめぐって当局と真摯な話し合いを行い、法に基づく弁明などが保障されその結果として立ち退きがあるなら納得もしよう。そして收容しか策がなかったとしても、入る前に何を援助でき何ができないのかを明確にしてくれたら入所する人もいよう。

しかし、話し合いもなければ説明会もなしに頭ごなしに勝手に事を決め、強引にピラを投げ入れただけで立ち退き起源すら明示せず、收容先の展望すら明らかにせず、しかも寝込みを襲うような早期に大量のガードマンと警官に守られ強制撤去を行うなど、誰に納得されるというのだろうか？

十二月八日の頭ごなしの一方的決定以降、我々の態度が硬化したのも無理はない。我々は十二月十日、徹底抗戦、工事着工実力阻止の新スローガンを初めて掲げた。もはや我々の力で我々の生活を守らざるを得なくなつた。実力で阻止というのはそういう意味である。

法による保護も、人間としての同情も我々には及びはしないであろうことを我々は察知したのだ。

そして、十二月十五日、二十五日、都・建設局職員の不法な通告行為を阻み（その攻防の中で建設局職員は「不法占拠をしている連中と話し合うつもりはない」と発言）、九五・九六第二回新宿越年闘争を経、一・一三、一・二四の事態へと至るのである。

しかし、この過程の中でも我々は忍耐強く話し合い解決の道を探っていた。

一月八日の谷村氏との最期の非公式会談でも、我々は撤去の直前まで話し合いの窓口をあけておくと、都に再考を求め、そして撤去の直前の二十二日、強制的手段を回避しよう訴えた。東京都への最終通告を都に提出している。が、これに対する谷村氏の回答は、「撤去の期日は既に決まっている。撤去後の話し合いなら応じてもよい」という実質的な拒否回答であった。

.....

都は立ち退きを強要したホームレス連、そしてその利益を代表する団体との話し合いすら持たず、勝手に事を決めた。

都は不利益を被る当事者連への配慮もなしに強引に居住地からの排除行為

を行った。

都は当事者の要望の何ら反映されて
いない短期収容施設を用意し、排除し
たホームレスをそこに押し込もうとし
た。

しかし、多数の当事者はこれら都の
行為に反対し、そして施設入所を拒否
した。

これが二度目の強制撤去の全貌であ
る。

だが驚くべきことに東京都は未だよ
く分かっていない。

何故これだけのことをしてあげたの
に、多くのホームレスが工事に反対し、
施設入所を拒んだのか。

強制撤去はホームレスのために行わ
れた事業ではなかったばかりか、この
時、彼らがホームレス連をどのように
見ていたのか、以上でお分かりだろう。

四、青島知事の偏見

強制撤去に先立つ九五年一〇月、青
島幸男東京都知事は記者会見の席でつ
いつい口をすべらせ過ぎ、ホームレス
から強いお叱りを受けた。(読売新聞
のコラムにさえ認識不足と戒められた)

曰く

”あの方々は独特の人生観と哲学をお
持ちで(…)あそこにお住みになつて
いる。”

”あそこ道路を占拠しておいでになつ
て、通行の方々に嫌な思いをさせてい
ることは、それなりの責任を感じてい
ただかねばならないと思つてゐる。”

タレント議員でありながら参議院議
員時代は「良識派」と呼ばれ、人権問
題についても当然種々の勉強を積んで
いると思われる現東京都知事の青島氏
でさえ、このような偏見を平気で披露
する。

ホームレスは独特の人生観と哲学を
持っているのだろうか？人生観と哲学
ならホームレスならずとも誰でも持つ
ている。しかし、ホームレスの人生観
と哲学が非ホームレスの人生観と哲学
に比して何がどう違ひ何が独特なのか？
あたかも路上で暮らすという人生観
なり哲学をホームレスが持つているか
のような印象を聞いた人に与えるこの
青島氏の発言は、昔からよくある偏見
を言い換えたに過ぎない。この種の偏
見の起源は実に古く何度も何度も歴史
に登場しながら人々に非科学的迷妄を
植え付けてきた。

「労務者たる貧民というのは、俗に
言うように手から口の生活をする。か
れらには目の前の欲求だけが問題で、

将来のことは問題ではない。たとえ貯
蓄する機会があつても、かれらはそれ
をしない。仮に目前の必需品を買う以
上の金があれば全てそれを酒屋にもつ
て行くのがかれらにとつて普通だ」
(マルサス「人口論」)

ではどうしようもなかったもんだから
こういう生活をしている訳で、責任取
れと迫られた日にや首吊り自殺でもす
るしかない。誰も好きでホームレスな
んかしてないし、好きで道路を占拠し
ている訳ではない。場末のキャバレー
街の裏道がいくらしょんべん臭くても
閉鎖はされない。ホームレスだつてた
とえいくら着ているものが臭いからと
いつてそれだけの理由で生存権を脅か
される謂れはどこにもない。ましてや
人生観のことで偉そうに人からツベコ
ペ説教される筋合いはどこにもない！
ホームレスは特別な人間ではないの
だ。

視思想が色濃く現れている。
すなわち、
”貧民は、怠けよう怠けようという
独特の人生観を持っているから貧しい
のである。ホームレスになったのも元
はといえば本人の責任である。怠け者
の貧民が道路を占拠するとは、まった
く迷惑な話である”

こんな当たり前のことすらどうやら
青島氏には理解できないらしい。庶民
の味方といいながら庶民の生活感覚な
どとうに忘れた青島氏、社会的弱者の
立場に立つてものを考えることすら思
いつかない。

貧しさや社会的差別の原因を、本人
の努力や資質のせいにするという発想
である。マルサスの時代、一八世紀か
ら延々と受け継がれてきたこの思想、
現在でも国会などで政治家の口からよ
く語られる。すなわち、貧乏は本人の
努力が足りないからだ。そういう貧民
を公費で救済などしたら怠け癖がつい
て本人のためにも良くない。救済は情
民養成につながるから福祉予算は削り
ましょう。

彼が不見識な発言をするたびに我々
は親切丁寧にその誤りと発想の危険性
を指摘してきた。私は直接彼に分かり
やすく言い聞かせてあげたこともある。

まさか青島氏はこういうことを国会
で学んできた訳ではあるまい。

しかし、彼は我々の指摘すら真面目に
受け止めず恥知らずな偏見を次々とま
き散らすようになった。

当のホームレス連はこんな偏見でも
の言われるのだからたまらない。迷
惑だ迷惑だと指さされても個人の努力

強制撤去のあとの記者会見では青島
氏、こんなことまで言つてのけた。
”あそこにいれば、酒や食べ物にあ

りつけ自然にいつしか自立の意思がなくなる。(九六年一・二六)

ついに新宿ホームレスは青島氏の手によって、飲んだくれの自堕落な人間とされてしまった!

どうやら、新宿にホームレスを置いといたら情民養成となるから追い払ってあげたのだ」と彼は言いたいらしい。もはや我々には返す言葉もない……

知事たるものがこの始末。都庁職員意識など言わずもがなのことであろう。

道行く都庁職員に我々はよくこのよな罵倒を受けた。

”お前らは何だ! 働きもしないで、税金すら納めずに、権利、権利と主張しやがって。”

保守中間層の利益を代表する新聞や雑誌の主張もほぼこれと同類である。”働きもしないで、”というのが共通のキーワードだ。

勤勉をモットーとするこの国では働かない者、働けない者に対して世間の目は非常に冷たい。賃労働は国民の神圣な義務だと自覚しながら皆、勤労に励んでいるらしい。

働いていない者、社会の役立たず、という固定観念は能力主義のこの世の中ではなかなか消えにくい。人生サイクルが生まれたときから既に決まっ

いるこの国の「優秀」なる勤労者諸君にとつては、”働いていない者”など信じられないのである。彼らの価値観からすると、ホームレスのような人々は道を踏み外した人生の落伍者にしか見えない。情すらかける値のない人々。こうとしか映らないのだ。

それだけでなく失業者はスケープゴートにされやすい。終身雇用制が当然と考えられている人々にとつては失業は人生からの転落なのである。もちろん同情などされない。彼らからは見下されるべき存在としてしか、社会不安の要因としてしか失業者は見られない。

現在二百三十万人といわれている数字上で顕在化している失業者は実態としては潜在化している。しかし、政府統計上では潜在化している失業者、半失業者(雇用保険も取得できないような)はホームレスという極めて分かりやすい形で顕在化している。

そんなわけだからホームレス達は彼らからすると恰好の”いじめ”の対象となる。

他人を思いやる気持ちすらない彼らからホームレスは種菜トンプホとされる。昼間から酒を飲み、一日中寝ていられる気楽な生活と蔑まれる。仕事など探せばいくらでもあるのにと失業の経験すらないのに彼らは勝手にそう思う。

苦勞が足りないからだと最期に彼らはそう見下し、自己満足にひたる。

もちろん、彼らが思っているように彼らが自分の努力や資質のみでこの世を生き抜いてきた訳ではない。個人の努力や資質などは一つの要素に過ぎず、いくら努力したって資本家にはなれない奴がゴロゴロいるよう、いくら努力しても安定した仕事に就けない人はいるのであり、いくら努力してもホームレス状態から抜け出せない人もこの世にはいくらでもあるのである。彼らはこんな当然のことも知らずに”働きもしないホームレス”をいじめる。

逆に言わせてもらえば、このような人々こそ社会勉強が足りないのだ。

個人の努力や資質ではどうしようもないから同じ立場の者同士が協力し合い、組織を作るなどして共通の課題を実現しようとするのである。我々だったら、炊き出しをして命をつないだり、凍死者が出ないよう巡回をしたりと、ホームレス全員の利益を守ると同時に、階層として憲法で保障された権利を行使すべく行政に対し生存権を保障せよと闘いを展開しているのだ。

だがおもしろいことに青島氏をはじめめとするこれらホームレスに偏見を持つた人々は、我々の運動が市民のボランティア的な運動であったり、行政の下

請的な運動であったりすると途端に態度を変えそれを容認しようとする。市民やボランティアがホームレスにお恵みを与えるくらいだったら彼らの小市民的感覚は刺激されない。そういう美しい心をもった人々がいてもいいと彼らは思う。

だが、ホームレスが主体的に立ち上がった運動となると彼らは決してこれを認めはしない。新宿連絡会の彼らからする規定からしてそうだ。

九六年一・一三の通告行為の時、都建設局職員は報道陣の前でこう語った。

”多くのホームレスは保護施設への入居を希望しているのに、支援団体と称する一段が(ヒラマきを)妨害した”(事実には既に見た通り多くは希望しなかった)

ホームレスが騒いでいるのではない。支援団体が騒いでいるだけだ。それに煽られているホームレスはごくわずかで、残りのホームレス達はおとなしい人ばかりで決して社会に歯向かうような人はいない。

これが彼らの規定である。

彼らのホームレスは憐れむべき子羊であつておとなしくボランティアの配る食事をいただき、ひっそりと社会の迷惑にならないよう暮らしているのである。無気力な彼らがどうして運動に参加することがあろうか?

”我々はこういう良いホームレスまで排除しようとは思わない。我々が排除しようとしているのは支援者と一緒になって騒いでいる「ならず者」の悪いホームレスの方である。”(と言いつらして彼らはすべてのホームレスを排除する)

青島氏が強制撤去当日コメントしたこの言葉などいかにも彼ららしい発言だ。

”支援者の暴力的なことにより、ああいふことになったのを都民に理解いただきたい”

支援者がいなくても、ホームレスの団体がなくても、その時都は同じことをやったであろうことは、九四年二・一七で証明済みのものであり、賢い都民はよく理解しているが。

彼らは平和的な解決努力すらせず、混乱のすべてを、新宿連絡会・ホームレス側の責任に転嫁する。

残念ながら青島氏をはじめとするホームレスに偏見を持つこれらの人々は、何故人が「専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴える」のか理解できない。だから当然「法の支配によって人権を保護すること」など思いも及ばないのだ。

青島氏は小学校の時、こう習わなかつ

たのだろうか？

「よく分からないことは他人に聞け」と。

青島氏はホームレスのことをよく知らない。よく知らないどころか何も知らない。ホームレスになったこともなければ、経験したこともなく、当然ホームレスと話をしたこともない。

東京都もホームレスのことをよく知らない。何せ現場で対応しているのは区役所の方で、都の職員ですらホームレスと直接接することはほとんどない。私からも忠告してあげよう、

「分からなかつたら当人達に聞け」

都庁の真下の目と鼻の先にいる人達の対策を、何も分からずに行う奴がどこにいるか？そんなことでどうしてまともな対策が取れようか？どうして本人らが納得するような対策が取れようか？

都のやっていることは笑えないマンガと同じである。

そして、

「よく分からないことを、いかにも本当らしく社会にまき散らすな」

分からないことは分からないと正直に言うものだ。

青島氏が記者会見のたびに偏見をまき散らすものだから、強制撤去は正しかったと堂々と主張する者までついに

あらわれた。これまではそんなこと正面切つては言えなかつた。人道上問題であると気づいていたから陰でこそ、そとと言うだけだつた。しかし、ここに晴れて偏見の解禁となつたのだ。

京王電鉄は利用者からの苦情が三倍になつたという理由で京王が管理する新宿駅地下道からホームレスを追い払つた。都がやったのに何でお前らやらないのか、という苦情であつたという。

そしてその結果、追い払われたホームレス達は西口地下の一角にまとまつて寝るようになったが、今度はその周辺の商店や企業の人々が「迷惑だから排除しろ」と堂々と都に陳情しに行つた。

山谷地区にある小さな公園では地域の住民百五十人がナタやノコギリを持って押しかけ、そこで野宿していた三十人ばかりの人を追い払つた。

大人を真似た子供達のタチの悪いイタズラや襲撃も増えている。「人間の肩は処分してかまわない」と子供達が大人達のやり方を見てそう思つても不思議ではない。いつまた悲劇が起こされるか分からない。

彼らの言い分は、アバルトヘイトに賛成してきた南アの白人の言い分そのものだ。

”差別は正しい。何故なら彼らは私たちより劣っているから。排除も正しい。

い。何故なら彼らは私たちのものを不法に占拠しているから。”

笑えないマンガだけならまだ救いようがある。が、ここまでくれば、集団リンチか集団いじめだ。意見の違いとかそういう生易しい問題ではない。市民と行政が結託する殺人行為に等しい。

アウシビッツはクリーン・ベルリン、ベルリンの環境浄化から始まつた。そして、いつの間にか浄化されるべき対象がユダヤ人や障害者となつた。市民は流される偏見を疑いもせず、人間狩りを楽しんだ。

新宿の環境浄化はどこへ進むのか？

.....

ホームレスは、この國の支配によって無権利状態にさせられてきた経済的に不安定な人々の層から生まれてきた。だからホームレスの存在は、今日の階級矛盾、階層間矛盾の別の表現に他ならない。ホームレスは賃労働の本質により、ありのままの姿で路上に放り出された労働者達である。つまり、今日の支配とは、不要となつた労働者を投げ捨てることすら厭わない、冷血でありのままの支配である。

そして、彼らは、彼らを騒ぎ立てる

運中の前ではなく、誰も知らない社会の路地裏で、血を流して死んで行く。

ありのままの人間として…。

五、俊さんの思い

俊さんが住む(住んでいた)四号街路のダンボール村は昔の下町のような風情があった。なにせ南側の通路だけで百件近い軒が並んでいる。生活の息遣いが狭い軒先の内外に染み出し、一見形が同じようだがよく見るとそれぞれに生活に合わせた寸法や間仕切りが違っている百通りの家屋敷。垣根のかわりのプランターが日常と非日常の世界に線を引き、サラリーマンの潮流の脳で大欠伸をして起き出す奴や人の目憚らずスツ標になり着替えをする奴、洗濯物をせつせと干す奴とか果てまた朝飯のラーメンをカセットコンロで調理する奴、ダンボール村の仲間達は千差万別の朝を迎える。

挨拶もあちこちで交わされる。昨日のバイトの成績や、エサ探しの結果、村を出た奴の消息話や新入りの噂。

ビル群と人の群一色の世界の中でそこだけ違う時の流れがあるかのように、この村はゆっくりと息を吸う。

そこにはゆるやかな秩序と自治があつた。

た。

夜中俊さんが酒をしこたま飲んで誰かと乱闘騒ぎを始めると、決まって誰かが止めに入る。そうしてそれが度を過ぎていると、誰が伝えるか知らないが翌日、役員さんから説教をくらう。配給のほうきとチリ取りを渡されても家のまわりを汚しっぱなしの奴は村八分という制裁(?)が加えられる。村から出た奴の家は共同監視の元取り壊され、新入りに明け渡される。もちろん村から病人が出たら皆で看病し、重病の場合は福祉事務所に連れて行き病院に入れる。退院までの留守邸は隣近所のものが責任を持って管理する。

飯は各人、各グループが自前の力で調達をする。当たり前のことだが他人に甘えない。自分の食いブチは時分で確保した上で、村以外の仲間や暖かい飯をめつたに食えない仲間のために山谷で炊いた白米で週に一度炊き出しをする。山谷の人達は親切だがこれも他人に甘えない。資金は街頭カンパなどで自前で調達し、準備も山谷まで有志が出かけ責任をもつてやる。

運動に文句のある奴は陰口を叩かない。不満や意見のあるものは週に一度の寄り合いで意見を言う。寄り合いは自由参加、そして仲間のためになる提案はほとんど取り入れられる。月に一度の一斉大掃除や、立ちション禁止キヤ

ンペーン、映画会なんかもうこうして決まった。寄り合いで決まったことは役員さんが新聞にして配ってくれるからみんなに伝わる。

都庁への抗議や要請やら、難しい何だかんだの行動も無理強いはいしない。出たい奴が出ればいい。かといつて参加しない者の意見が尊重されないかというところでもない。なんせ原則は仕事優先、生活優先。だから俊さんも普段は知らん顔でそんな行動には参加しないが、たまの大きな集会や催しには気楽に顔を出し古株のようにふるまっている。俊さんがそうするのは訳がある。何せ新宿駅だけで六百人近い仲間がいるというのだから自分の村以外の顔などいぢいち覚えてらんない。けれど大きな集会なんか顔を出していれば、誰がどこの何さんでどんな仕事をしているのかとか、色んな情報も入ってくる。どこの社会も人間関係が大事で、そんな情報も新宿でいき行く俊さんにとって欠かせない。

あまり深く干渉もされず、かといつて知らんぶりもされず、それぞれがそれぞれ生活を抱えながらうまい具合に助け合って暮らして行けるこの村を俊さんはいたく気に入っている。面倒なことが嫌いな俊さんにとって殊の外通じやすいのだ。

けれど昔からいた仲間に関くと前は

ずいぶん違っていらした。綱張りのようなものがあつて、ならず者が仕切っていた場所がいくらでもあつたという。年寄りや弱い者がいじめられたりマダロに合ったり、血を見る喧嘩は日常茶飯事だったという。そりや今でも嫌なことの噂を耳にすることもあるが、前よりはずっとそんな仲間内のトラブルが減ってきたのは確からしい。弱い立場の者でも暮らしやすくなったということだ。みんな協力し合えるようにだんだんなってきたのだろう。

暮らしやすい、通じやすいというのは、あくまで相対的な意味でだ。

同じ野宿をするならそりや暮らし難いより暮らしやすい方がいいに決まっている。お上が何もしてくれないのだから尚更だ。福祉の課長は俺らが「何もしてくれねえじゃないか」と文句を言うときとがらせて「何もしなかった訳じゃない」と怒った顔で言うが、俺らにとつちや何もしてくれないのと同じだ。インスタントのソバと固いカシラ配るだけで何かやつてるように威張られちゃたまねえ。お上が何もしてくれねえから俺らはみんなだまらして、暮らしやすくしてるだけだ。

これにや誰も文句はつけられぬえ。もつとも俊さん、いくら暮らしよくても一生ここで暮らして行くつもりはない。それは体力が落ちたからかも知

れないが仕事の手順を知らない若いのに比べたらまだまだ土方の世界で通用すると俊さんといったって自信を持っていい。だから時たま朝早くこっそり戸山公園に行き昔の仕事仲間を見つけては情報を入れている。俊さんいつでも元の世界に戻れるよう、腰道具や作業着一式は一つの鞆につめ込んでダンボールハウスの裏に隠すようにしまっている。

けど、まだまだ風は吹かない。

社会に組み入れられず、社会関係から排除された人々が作り、また作ろうとした路上社会。

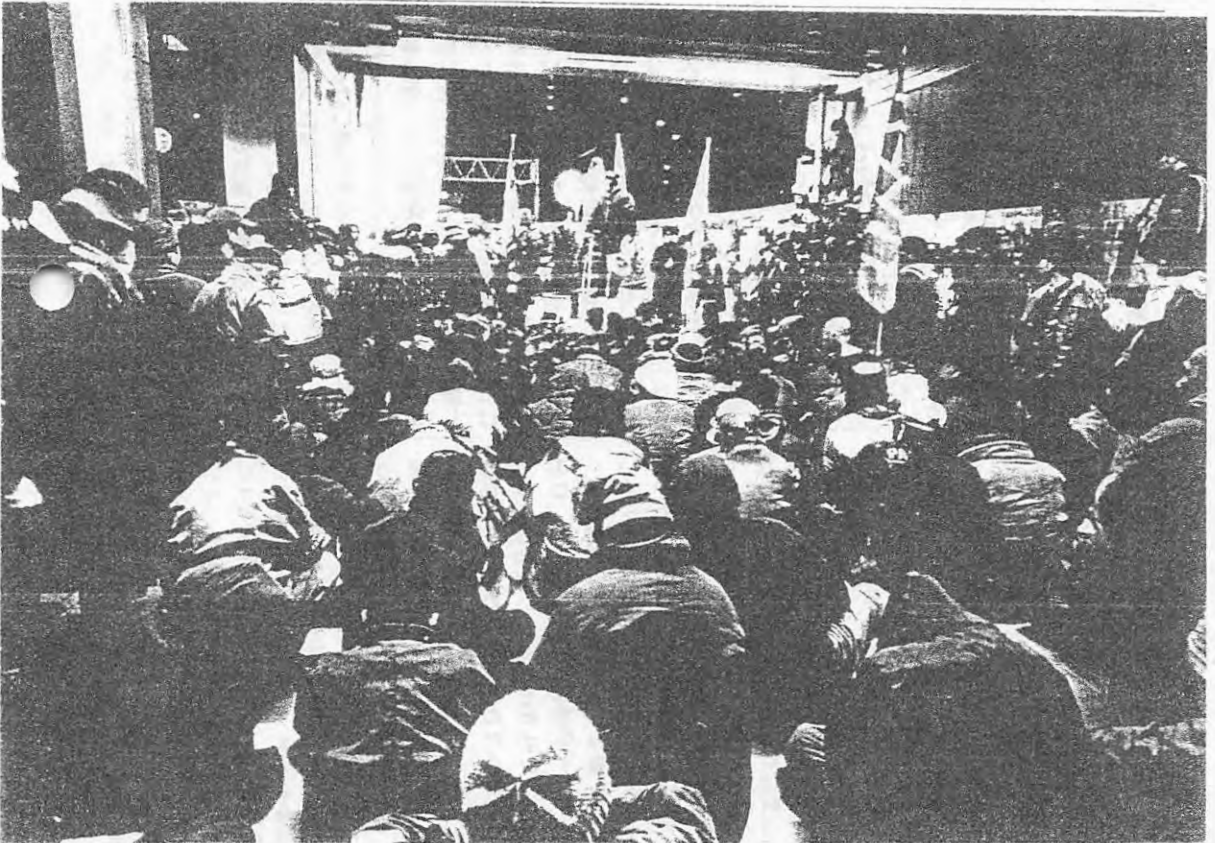
かつてのドヤ街やスラム街とは確かに違う大都市の中に忽然と姿を現したダンボールでできた村。

そこは社会の最底辺で暮らす人々が自らの手で作り上げた仲間達の避難所であり、新たにこの世界に入ってきた仲間達の安全な受け皿でもあった。自立への休息所だったのだ。

鏡のようなカウンター・コミュニティ。

都はここを破壊した。

俊さんが村の存亡の機に際し、何を思い、考えていたのか私は知らない。けれど、撤去に反対する座り込みのスクラムの中に小柄な俊さんの姿はあった。



新宿強制撤去阻止闘争裁判 初公判意見陳述

一・二四弾圧被告 本田庄次

1、はじめに

私は去る一月二四日早朝の不当逮捕以降、本日まで百十三日間、互る身体の拘束を受け、現在この法廷で裁きを受ける身であるが、何故私が罪に問われ、またかくも長期に亘って獄中の囚われの身にならねばならないのか、その理由は一つもないと考えている。

二月一四日付の起訴状には、私らが威力業務妨害に当たる行為を行ったとある。

事実は違う。我々が業務を妨害したのではなく、東京都が職と家なき民の生活を妨害・破壊し、その居住地を奪い去ったのだ。

検察はこの事実を覆い隠すため、意図的に次の言葉を起訴状から欠落させた。
一つに、路上生活者。二つに、ダンボールハウス。三つに、強制撤去。

さらには、動く歩道建設という言葉すら使わずに、私らの「犯罪」を成立させようとしている。これは余りにも無理がある。

本裁判は、ダンボールハウス強制撤去、

ならびにホームレス強制排除の暴挙——東京都が行ったこの二つの「事業」の解明なくして真実を明らかにすることはできない。

即ち、東京都が行った事業は道路環境整備工事とは何であったのか。この工事は万人が必要性を認める公共性のあるものなのか。工事施工に伴う手続上、東京都が行った措置が法的また道義的に正当性のあるものなのか。この点を明らかにする必要がある。

結論から言えば、道路環境整備工事は、工事区域内で二年余りに亘り生活を営んできた当事者の声を全く無視し押しつけられた、一方的かつ暴力的な施策の強行だったのだ。

故に、民主主義のルールにすら乗らないこの事業に一切の正当性はなく、かかる事業の暴力的着手——居住地と生活の破壊に対し、我々が身を張って抵抗した野宿労働者の闘いは、正義——大義のある正当な行動であったことをまず街頭声を大にして明らかにする。

お上のやることが常に正しいとは限らない。民衆の利益に反し間違っている

時には「おかしい！」と声を出さなさいいけない。人の声すら聞かず、強引に施策を進めるのであれば身を挺してこれに抗議する。民主主義とは少数者の意見を尊重し、抗議・抵抗する権利を保障しなくちゃならない。私はそう思う。

そして、民衆とお上との間で解決しなければならぬ問題の根が深ければ深いほど、権力を持つものは常に暴力的な手段で解決を図ってくるし、これに抵抗する民衆の運動も実力攻防を伴う激しいものとならざるを得ない。

今回の我々の行動に対する「威力業務妨害」なる罰則の適用は、民衆の抵抗権を奪うものであり、「お上のやることにや黙って従え」と強制することに他ならない。

この様な不当な弾圧は到底容認し得ない。以下、我々の行為の正当性、東京都の理不尽窮まりない施策と姿勢、その他私の意見を概略的に述べていく。

2、一月二四日に至る経過

今回問題となった動く歩道建設計画

が明らかになったのは、九五年九月中旬のことである。中止された都市博覧会関連事業の中で、唯一動く歩道だけが、亡霊が復活した如く、新宿西口地下道に浮上してきたのである。

新宿駅改札から都庁に至る八百メートルの区間の内、わずか二百メートルの区域に設置する動く歩道は、誰がみても「無駄」なものであり、「お年寄りや障害者のためにもならない」のは一目瞭然であった。

我々はこの計画が明らかになった直後から申入と話し合いの行動に移った。九月二四日から一〇月二日までのストップ！「動く歩道」第一次キャンペーン。を皮切りに、関連機関である新宿区生活福祉課・特別区人事厚生事務組合・日本空くじ協会（資金提供者）への申入を行い、一〇月二日には百五十名で対部デモを起し、同日都企企画審議室調整部・谷村課長あてに申入書を提出した。

これ以降、我々の主張は首尾一貫して以下の五点に集約され、東京都にその実現を求めていったのである。

①野宿労働者の強制立ち退きはやめ

る。

國連の人権委員会でも九三年三月、「世界各地のスラム・ホームレス居住地の強制立ち退きを中止する旨」の決議が、日本政府を含む五三カ国の賛同で採択された。

②野宿労働者への根本的対策を行え。

現下の大量の野宿労働者誕生の根拠には、「この国の労働力政策」底辺労働力の使い捨てと兼民化政策があり、福祉行政の対応不全―立ち遅れが問題を拡大再生産している現実を踏まえ、社会構造の必然的帰結としてのホームレス問題であるとの観点に立ち、社会保障制度としての具体策を求めた。最低限、住所が置け仕事に通える施設の設置は不可欠である。

③懸案の解決は双方の話し合いで図る。

施策に関わる当事者の意見を汲み上げてこそ、真に有効な対策が導き出せるのである。

④上記確認事項合意の上、「動く歩道」建設計画は一旦白紙に戻す。

そもそも一三億円もの莫大な費用を投入して造らねばならないものなのか。社会的公共性・福祉の観点から、有用

性・実用性、すべてにおいて「あってもなくてもどっちでもよい」代物―二百人のホームレスを犠牲にしてまで必要か？―設置の可否をめぐる疑問を提示した。

⑤話し合いで解決がつかず、どうしても着工するのであれば、法律に則って実行すべきである。

路上にあるダンボールハウスを「遺棄物」、生活するものを「不法占拠者」と規定し、強制的に撤去・排除するのは、法律違反である。

何一つ無理難題を押しつけたわけではない。具体的には工事計画の説明会、話し合い解決のためのテーブルを求めただけのことである。

さて、これに対して東京都は――「路上生活者問題」の総合的な把握ができて、一貫した方針を見失って行く。

一方で企画審議室が「就労・福祉・住宅等の総合的対策を必要とする」旨の報告書をまとめ、一方で建設局が右からの打破―強制手段を画策していく。本来中心的作用を果たすべき福祉局は動揺をきたし、就労対策の労働経済局は「我関せず」と無視を決め込む。

かかる混乱した状況の中、唯一見解とまとめたのが、「何らかの対策と

引き換えでなければ工事はできない」というものだった。都はここで、野宿労働者を収容する箱物施設の確保にのみ奔走し始める。

二三区の越冬対策施設に目をつけ、特別区人事厚生事務組合に協力要請したものの、九四年二月の一斉撤去事件で社会的非難を浴びた特別区―とりわけ新宿区は協力を拒否する。

この後、都は「人間が入ればどこでもいい」と言わんばかりに、品川の難民収容施設に当たりをつけ、当該区当局から猛反発と世間からヒンシュクを買ったのは記憶に新しいところだ。

我々は九月、一〇月、十一月とそれぞれ九日間の連続キャンペーン運動を展開し、広く市民に問題を呼びかけながら、都との話し合い実現を求めて粘り強い行動を続けていった。

ところが二月八日、我々の再三の話し合い要求への回答が「一つも寄せられない中、東京都は突如決定事項を発表する。「動く歩道は一月中旬に着工する。建設費用は都の独自財政で賄う。同時に臨時保護施設を港区芝浦に設置し二百人規模の収容を行う。但し期間は二ヶ月間のみ。」

事ここに至って我々と東京都とは完

全な決裂の状態となる。話し合った上で決裂ならまだいい。だがこれではハナから相手にしない、対等に話し合う人間と人間の関係を作ろうともしなかったのだ。

このことの責任は、私らにあるのだろうか。私は違うと思っている。

東京都建設局の幹部職員は、二月五日立ち退きを迫る「事業通告」の際、「道路を占拠している人たちとは話し合う必要がない」と明言した。ここに都の本音ははっきりと示されている。

都庁記者クラブのある記者はこう語ったと言う。「本来ならこうしたホームレス問題は福祉局が担当するのだが、今回は大規模プロジェクトを推進する企画審議室と建設局が主導で強制撤去を決めてしまった。都市博に続いて動く歩道までできないとあつては、面子にかかわると判断した都が強行してしまっただ」と。

こうして福祉局が介在することなく計画は実行に移された。野宿労働者を「不法占拠者」と規定し、ダンボールハウスも荷物も毛布も一切合切を路上に遺棄された「ゴミ」と扱った強制撤去が行われていったのだ。

この不当な仕打ちに反対するのは当

然ることではないだろうか。

3、一月二四日に何が起きたのか？

こうして一月二四日早朝、抜き打ちの強制撤去が実行されていく。起訴状には「午前六時着工予定の……」とあるが、着工日時は東京都が勝手に決めたものであり、当事者には全く知らされていない。朝突然やってきて、「今から工事するので立ち退け」と通告したというのが事実である。こんなやり方はどこの世界でも絶対に通用しない。そして、

①都が税金で雇ったガードマン四百人、都職員と警察官合わせて千人規模の暴力部隊を投入、警察主導の「四号街路警備対策本部」の指揮下、実力行使に踏み込む。

話し合いを求める者に暴力的に襲いかかってきたのは、東京都である。

②そして公安警察の指示の下、当該抵抗運動を始め新宿での運動を中心に担ってきた者への指名逮捕である。何をやったのかが逮捕理由ではなく、「新宿連絡会の中心的メンバーないし山谷争議団員であること」これが逮捕理由となっている。まさに治安的予防拘束弾圧である。

③さらに、抵抗する者すべてを四号街

路（排除、隔離拘束した上で、ダンボールハウスを強制撤去していった。この

暴卒を市民通行人の目からそらす為、地下通路終日通行止めという非常措置まで講じ、強制排除の際はマスコミ・記者のカメラさえ規制されるという物々しさであった。

④その上、全てを破壊し尽くした後で、芝浦收容施設への入所受付を開始した。真冬の早朝に人の家をブツ壊し、路頭に放り出した上で、「暖かい部屋と三食の飯」を工主に野宿労働者を釣ろうとしたのだ。なんたる非常識。有無をも言わずに強制とはこのことを言う。選択の余地なき強制收容だ。

事実、芝浦收容所は四方を運河に囲まれ、鉄条網で覆われた、自由に出入りできない名実共の隔離收容施設であり、地域町内からは「入所者の顔写真を提出せよ」なる差別排外的な要請が東京都に突きつけられていたという。

「強制保護」という表現がこの世の中で成立するとき、收容される先は精神病院か、ヤブ医者経営の病院、あるいは收容所であり、自由が奪われる点で監獄と同じレベルの代物である。

この芝浦收容所に入所した労働者は、初日わずか四三人、慌てた東京都が無理

失理七八人まで増員（が、予定收容数の半分にも満たなかった。本年一月一六

日新宿福祉の実施した越冬対策事業——冬期臨時保護施設への入所受付に二百名以上が殺到した事実と比較してみると良い。たとえ二週間の宿泊保護でも、強制撤去とセットでない事業を皆が選んだのだ。対策が終わった後、日々寝床の保障に異なってこれるといいう切実な思いからの選択であったと言えよう。

さて、かかる事業の一切、即ち暴力行使——排除——逮捕——強制撤去——收容、この一連の事業を、東京都は「道路環境整備工事」と命名しているのだ。何たる欺瞞だろうか。

そもそも東京都の言う「道路環境整備工事」とは、ホームレス叩き出し事業の別名である。

九四年二月一七日、都区一体となったホームレス強制排除事件が起き、社会から大きな非難の声が上がった。この際、人間は一切の保障なく地下通路から放逐され、毛布と荷物はゴミ袋に入れて強奪され、ダンボールは全て廃棄された。

フェンスと植木で壊壊所を塞いだ「事実上の締め出し」とマスコミにも評価された追放事業は、あとは勝手に死んで下

さいと言わんばかりの暴卒であり、野垂れ死にを強いる業民化政策の最たるものであった。事実、路上に放り投げられた労働者のうち二名が、この直後に死亡している。

忘れもしない九四年二・一七。都政の歴史の中に大きな汚点を残したあの一斉叩き出し。

あのとき東京都が掲げた看板にはこう書いてあった。——道路環境整備工事！

ああ何と言うことか！都は二年前の自らの失策への反省もせず、またも同じ名で労働者に襲いかかったのだ。自らが責任をもつて起こした施策の失敗で人命が奪われる事態が起きた。なのに都幹部職員は心すら動かさない。人間として当たり前の感情すら無くなってしまったのであろうか。

路上に行くあてをなくした者がいる。つらからう敵しかろうと思いを馳せることもない。これが血の通った行政のあるべき姿であるうか。何とも嘆かわしい限りである。

以上が事実経過の概略であるが、特に強調しておきたいのは次の三点である。

①我々が提案してきた話し合い解決の道を、東京都が終始一貫して拒否して

きた事。様々なプロセスの末に結論があったのではなく、最初から結論ありき、即ち強制撤去は所定の方針であったことが明らかだろう。

②さらに撤去—收容を擬定の方針とし、收容所確保のためのみ、関係機関の意見を聞いたに過ぎないこと。事実、新宿福祉は当該野宿労働者との接点が一番大きい執行窓口機関でありながら、「越冬対策相乗り案」を拒否した時点から一切蚊帳の外に置かれた。野宿労働者の実体に最も近い立場にあり、福祉領域での実務を担当する行政機関にも意見を求めないとは、どういうことだろうか。「俺らのやり方に反対する奴らの声は一切聞かん」という独善的な姿勢と言わざるを得ない。

③その上「事業通告行為」の欺瞞性だ。都は事業の決定から実施に移る間に、「周知徹底」—皆さんに理解を求めると称する通告行為を計三回行った。当該野宿労働者の体を張った抵抗に合い、年末二回の通告に失敗した東京都は、一月二日夜一時から「最後通告」と称する告知行動を行い、ガードマン、都職員、警察官合わせ四百人の暴力部隊で野宿者に襲いかかり、でつち上げ不当逮捕者三名(うち重傷者一名)、怪我人多数

を生む大混乱を引き起こしたのである。

この混乱の中で東京都がやったことは、約二〇分をかけた「工事着工と收容の通告ヒラ」をダンボールハウスに投げ込み、看板を設置するだけというお粗末なもの、で、「理解を求めろ」などと程遠い行為だったのだ。

これが正式な手続であろうか。真つ当な筋の通る人道的措置であろうか。暴力と追放、隔離と收容、逮捕と起訴。これが「道路環境整備工事」の一切なのだ。

一月二五日付朝日新聞の社説では、「ホームレスを目に見えるところから排除すれば事足りりとする動きを促すことにならないか」と都政のあり方を批判している。

事実はそのようになっていた。新宿駅南口では京王新線電鉄が、ネットを張り、野宿する人間を締め出し、山谷に近い台東区の公園では、百人以上の周辺住民が「自警団」を組織し、野宿労働者の追放に乗り出している。これらは「一・二四強制撤去」に弾みをつけた、地域排斥運動の表れであり、行き着く先は大坂難波や東京北区で引き起こされた「ホームレス殺人事件」の結末である。真つば「ホームレスを目に見えるところから排除する」ために、動く歩道に一

ろから排除する」ために、動く歩道に一

三億円、收容所に二億円、突起物に五千万円、しめて一億五千万円の血税を支出し、動く歩道に関しては年間六千万円、一月五百万円、一日何と一七万円あまりの維持費を浪費しようとしている。

ああ、悲しいかな。こんなにお金をかけてホームレス問題は何一つ解決されない。これが残された結果である。

何故東京都は、野宿を余儀なくされた労働者と向き合おうとせず、目についたところには置こうとばかりするのか。そもそもホームレス問題とは何であるのか。以下、この解明と私論を述べていく。

4. ホームレス問題とは何なのか?

一般的に「山谷は労働者問題、新宿は浮浪者問題」なる根拠も何もないデータメな説が流布されているが、これ程ひどい見解もない。また、「バブル崩壊の落とし子」「不況の産物」なる、経済的要素のみを根拠とする説も、一面的表層的捉え方ではない。

問題はそれ程単純なものでなく、日本資本主義発生以来の労務政策に起因する。この国の労働力政策—社会構造のあり方として明らかに、ばならないの

だ。

新宿連絡会が行ったアンケート調査結果によると、新宿野宿労働者の約六割が、建築・土木産業に従事してきた土工・職人の日雇労働者層であることが分かった。これは高田馬場や山谷の寄せ場、駅や新聞手配を就労経路としてきた労働者たちだ。

建築・土木産業は他の産業に類をみない重層的下請構造が確立していると言えう。大手独占資本は最新の技術と生産合理化の機能を一手に集中し、中請け・下請け・孫請けへと生産—労働管理と安全対策を押しつけ、最末端に労働力のみを供給する人夫出し業者を存在させている。道具も機械も持たず、ワゴン車に労働者を乗せて送り込むだけの「建築業者」が無数に存在し、労務管理の名の下に人間管理を徹底して行う飯場制度が確立されている。

建設業界が度重なる不況と熾烈な競争を勝ち抜いてきた秘訣は、労務下請体制にこそある。簡単に言えば「必要なときに使い、必要なくなれば切り捨てる」ことである。

寄せ場の日雇労働者はこれまでも、仕事か野宿かのどちらかを背負わされてきた。そして今、現場の生産性向上と

合理化、労務・安全管理の徹底化が、とりわけ高齢者・病弱者・「障害者」を排除し、真つ先に野宿へと叩き込み路頭に迷わせている。「五〇歳以上は使わない」なる内規の下、就労の能力も意志もある五〇代の労働者が大量に野宿を強いられているのだ。だがこの構造は何も今に始まったことではない。建設産業の不安定性を、最末端を切り捨てることによつて補つてきた構造的な問題なのである。故に「仕事がないりや野宿」という、日雇労働者が普遍的に背負わされた野宿生活形態を「ホームレス」と呼ぶのは、どうにもしつくりこないものがある。

次に残る四〇%の人たちはどこから来たのか。前述のアンケート結果では、前職は工場・会社員・自営業・サービス業・その他となつており、さらに職業名を見ると社会的出身階層が明らかになる。即ち、パチンコ店従業員・飲食店従業員・タクシ―運転手・運送屋運転手・新聞拡張員・ガードマン・期間工・自動車部品製造業・清掃業・港湾関連会社・製本業・ホテル雑業・農業・仕切り屋・芸人などとなつていて、これらの職種に従事してきた労働者は、定着的―常備―終身雇用制の大企業上層労働者でなく、流動的―期間・臨時―下請の中小零細企

業の下層労働者であつたことは明らかであろう。

社会に上層があれば下層がある。そして上層は下層があることによつて自らを存立させている。

日本はこうした社会の下層に位置する労働者を意識的、大量に生み出してきた。

一つに農村の解体。△基本法農政―総合農業政策Vによつて、一九六〇年から一五年の間に全農業人口の三分の一、一四六万人を賃金労働者として都市へと流出させた。

二つに鉱山・炭鉱の閉山。△石炭から石油へVという技術革新と生産合理化・産業構造転換の中、北海道や九州の炭鉱から大量の都市部へ流出させた。

三つに被差別部落出身者や強制連行された在日朝鮮・中国人を都市貧民の下層へと組み込んでいった。

彼らが高度経済成長期の社会底辺下層を形成していく。富の集積は底辺労働力の集中と表裏の関係にある。ある者は都市の寄せ場から建築・港湾・鉄鋼へ、ある者は職安から下請の工場へ、地場の中小零細企業へ、下請の運輸・サービス業へと吸収されていった。

こうして下層から底辺へ下層へと流

動し、期間・臨時工として重層的下請構造の末端に組み敷かれてきた労働者の一部分が、世紀末を迎えた今、職と家を失ひ野宿を強いられたのだ。

つまり現在のホームレス問題とは

①寄せ場の日雇労働者が、労務供給支配体制の末に、野宿―野垂れ死にという現実を背負わされている問題であると同時に、

②矛盾を下へ下へと転嫁する社会産業構造が、バブル崩壊という全社会的構造不況により、全産業の下請下層労働者の一部分を失業という状態に落とし込め、現職復帰―再就職の道や、日雇労働者への道も許さず、いきなり野宿という労働者の処分・淘汰過程の増幅へと叩き込んでいく問題である。

これは所謂、重層的下請社会制度の矛盾が外化したものであり、寄せ場日雇労働者だけでなく、社会下層の労働者全てに野宿―野垂れ死にの運命がポツカリと口を開けて待ち構えている新たな社会現象である。そう見るならば、都下四千人を数える野宿労働者の存在は、その基盤が日雇層から全下層へと広がったという意味において、今後爆発的増加の可能性を示唆するものである。

ホームレス (Japanese Homeless)

とは――

所謂「浮浪者」ではなく、日本の社会と経済の根底を支えてきた底辺・下層労働者層から不断に生み出された、家なき都市貧民の労働者群である。これは帝國主義の剰余価値の不均等分配により階層分断された労働者階級下層の一部分が、寄せ場の労務供給体制と重層的下請制度の矛盾ならびに景気変動と雇用圧縮の犠牲を被り、資本の本質たる暴力によつて雇用関係から排除され、最低限の生きていく社会保障すら受けられず、民生化政策によつて職と家を失ひ家族からも引き剥がされて、野宿を余儀なくされたものであり、そのままでは野垂れ死ぬしか運命を持たない大量の流動的下層労働者群である、と構造把握をするこ

5 新労働者階級の出現

経済的要素と社会構造的必然から生み出された野宿労働者の窮状は、社会保障制度とりわけ福祉対策の立ち遅れによつて一層深刻なものとなっている。九五年一〇月二〇日都知事青島幸男は定例記者会見で、「ホームレスは住まいや仕事の世話をしようと言つても放つておいてくれと言ふ」との愚言を吐き、野

宿労働者の反発を買った。この暴言に対しては、新宿区生活福祉課課長ですら「自治体の長たる者の発言とは思えない。路上生活者問題に関する都区検討会を続ける意味はなくなった」と意見表明し、知事の事実誤認と余りにも非見識さにあきれ果てたものである。

事実福祉領域での対策は、「高齢（六五歳以上）か疾病」のどちらかの理由がなければ生活保護が受けられないシステムであり、「失業故の生活困窮者」には制度として手がつけられていない。法外の応急援護では、一日一回のカップ類・カンパンの支給、冬期のみ二週間の宿泊援護を実施しているが、一時凌ぎ、その場限りの対応に終始しているのである。

仕事では、職安に行っても「住所がない」と相手にされず、頼みの建築仕事も五〇歳を越えると年齢制限に引っかかってしまう。

こうして仕事もない、福祉設けられない主に五〇歳から六〇歳前半の労働者が路上に置き去りにされていくのである。

現状はあまりにも過酷である。慢性的飢餓状態と疾病の蔓延、鼠等の害虫の発生。風呂にも入れず着替えもで

きない、必然心と身体の荒廃が進む。特に一人では出口の見えないトンネルを歩いているような状態が続く。そして年一回、冬という季節が大量の労働者の命を奪いに来る。野垂れ死にというやっだ。

昨年一二月四日夜七時に、死亡しているところを発見された労働者は、検死の結果午後一時には亡くなってしまったことが判明している。彼が死亡していた場所は最も通行人の多い道路だ。ということ。は、新宿地下商店街入口の通路に白昼六時間も死体が転がっていたことになる。ああ、これが新都心新宿の現実なのである。

何もしなけりや野垂れ死にが待った。けた。

野宿労働者たちは、かき集めてくる食料のことを「エサ」と呼ぶ。「メシ」なんて高級な物じゃない。胃袋に詰め込んで命を維持するためのエサだ。何と本質をズバリ言い表した言葉だろうか。

エサ集めはとにかく歩くことから始まる。深夜四時間も六時間もかけ中央線沿線・山手線圏内どこへでも行く。「エサが見つかった日はいいよ。何もなくて帰ってくるよときの疲勞感といったらありやしない。ある仲間はどうも言った。

「どうしようもない時は、黄色くてカビの生えた御飯でも食べる。これを食べなきゃ死んでしまうんだぞって、自分で言い聞かせるんです。そうしなきゃ命は続かない」――

この生きる執念がなければ、死は急ぎ足で駆け上がってくる。

* * *

これまで我々は、福祉行政機関に声を上げる際、よくこんな言葉を使ってきた。「刑務所行つたって一日三回メシが食える。何でワシらは悪いこと何一つしていないのに、カップ麺もらうのに、食パン半斤もらうのに、ペコペコ頭が下げなきゃいけないんだ。役所は俺らに三食メシをださんか」と。

路上での生活は「健康で文化的な最低限の生活」を満たしていないのは勿論、監獄よりも衣食住の条件が劣るのは明らかである。

だが身体を拘束されるのと引き換えに、メシを食おうとする人間はいない、と常識的には言われてきた。

果たしてそうか。事実は違つた。

「その労働者はもう四日も五日も食えない状態が続き、止むにやまれず警察の留置場で飢えを凌ぐと決断した。だが裸一貫労働者として生き、きた誇り

がある。人を傷つけたり、物を盗むなんてとてできない。彼は考え抜いた末に、鍵のかかつていない人の家の中に入り、座ったまま家人が帰るのをじつと待ち続けた。そして帰宅した者に「住居侵入しました。捕まえて下さい」と訴えたのである。――漫才のネタにされるような話だ。

だがこれを笑う者は新宿の仲間の中には一人もいない。本当の空腹を、本当の飢えというものを皆知っているからである。

仕事だって選り好みしなきゃ何だつてあるだろう――そう世間の人は言う。昨年の夏、あるテレビ番組の取材に応じた労働者は、「元ラーメン屋」の職人技術を生かして働きたいと訴えた。すぐ地方のラーメン屋から声がかかり、多くの仲間の声援に送られて新宿から旅立った。世間の人は言う。「ほら見ろ、やる気になれば仕事はあるんだ」

話には続きがある。

その労働者は朝八時からよる一〇時まで一ヶ月休みなく働き続けた。やっと給料日、給料袋に入っていたのはわずか三万六千円だった。一日千二百円！子供の小遣いじゃないと頭に来たが、手を振って送ってくれた仲間の顔を思い出

すと辞められなかったと言つ。

家のない奴は奴隷労働でも我慢しろ、まるでそう宣告されているような事実ではないか。

圧倒的多数の労働者が最後の頼みの綱として仕事を求める建設業では、暴力団が介在する闇求人・闇手配が未だに残存し、労務供給人夫出し飯場下での強搾取と収奪がまかり通り、労働行政はこれを野放しにしている。特に東京地域では、駅手配による労働力市場が多く形成され、人間の労働力Ⅱ労務のみが売買されているのである。

こうした駅手配業者の中で、とりわけひどい飯場が昨年秋季発覚した。

埼玉県寄居町にある正田建設は、上野公園で手配師を通じて労働者をかき集め、八十人ほどの労働者を雇っていた。だがこの飯場、入飯時に全員坊主刈りにされ、部屋にフチ込まれたら最後、仕事に行く以外には一歩も出られない監獄Ⅱタコ飯場だったのだ。

正田建設は、社長の下に二十人ほどの暴力装置を起き、二十四時間監視、日本刀とゴルフクラブで脅しての監禁と強制労働で述げるに述べられないというまさに刑務所飯場であり、さらには二年

間にわたり賃金を全く払わないという、デタラメな経営をしていたのだ。

正田建設の有様は、建設・土木業の最末端では常にこうした暴力的支配がまかり通ってきたことを証明する。そうだが、多くの労働者が野宿を強いられる根拠の一つに、タコ飯場・ケタオチ飯場の存在がある。金をもらえず逃げ帰ってくれば、待っているのは駅の路上であり、野宿への道なのだ。

そうであるからこそ、昨年十一月一日と二月一日の二波に亘る正田建設への労働争議には、延べ二百名を越える野宿労働者が「自らの問題」として捉え参加した。野宿に至る根拠に迫り、野宿を強いる敵を倒していく―それは意志や氣力の問題ではなく、社会構造の変革を求める運動として―新宿の労働者たちは自らの意思で、現状を変えていく新たな第一歩を獲得したのである。

都知事青島はこう言うのだろうか。

「君たちは争議なんかやってる身分じゃないでしょう。タコ飯場でも仕事があるんだから、どンドン行きなさい。君たちは選ぶ権利などないんです。だって道路を不法占拠しているんだもの（笑い）」「――冗談じゃない！」

現実を厳しく、運命は過酷だ。

資本家共、権力者共はこう言う。「労働者など俺らが使ってやらねば結局このなるのだ」と。事実「資本にとつて必要なくなつた底辺の労働者」は、人間のものの命まるごと、路上での野垂れ死にを強いられてきた。年間都内二百人、新宿区内だけでも四十人の行路病死者の数が、この過酷な運命を物語っている。

明治維新政府が資本主義を興す際、大量の囚人を使役した。時の太政官書記官がこう言ったのを思い出す。

「重罪犯人多くして、国庫支出の監獄増加するの隙なれば、囚徒をして工事に服せしめ、もしこれに堪えず斃れ死して、その人員を減少するは、止むを得ざる政略なり」

こうして日本資本主義は幕を開け、集治監囚人労働から拘禁タコ部屋労働へ、さらには朝鮮人・中国人の強制連行労働に引き継がれていく。「死んだって構わない。不足すればどこからでも強制連行する」という、窮極の労働者支配体制が確立する。

この支配の普遍性は現在においても変わらない。歴史は巡り新たな世紀を迎えんとする今、「死んだって構わない。お前らはもう必要ないんだから」という

支配として、その質は全く変わることがなく突きつけられている。

新宿の野宿労働者は、こう言つて支配の有様を暴く。「つまり死ねて言つてるんだよ」と。

しかし「結局こうなる」という下層労働者への突きつけは、支配者共に新たな恐怖を与えることになった。

それこそ新宿で群れをなす野宿労働者の発生であり、公有地を生活拠点にする大量の労働者群の誕生であつたのだ。

公有地の生活拠点かは定住化を生み、労働者同士の境のつながりを形成し、ダンボール村と言われる一つの共同体を醸成しながら、医療・食糧・居住の生活必需品問題を解決する力を生み出していった。ここで言う「村」とは、行政区画の最小限単位としての村ではなく類型的存在たる人間の最小限の共同体―コミュニティ―を意味する。

「ただで野垂れ死んでたまるか」という不屈の意志が、仲間との関係の中で具體的な生きる条件を獲得できた時、それは明日への希望を保障するものとなつた。

「仕事がなくなつて、住居がなくなつて、結局こうやって仲間と共に生きていくことができる」と。強いられた存在

状況を生き抜いていく武器に転嫁し、仲間と共に命をつなぐ条件を必死になつてつかみ取るうとしていた。新宿の運動はここにこそ焦点を当ててきた。一人一人の力はどんなに弱い、弱い人間でも力を合わせればどんなに大きな力を発揮できるか、この証明と実践である。

新宿連絡会の運動は、飢えや貧しさ悲慘さからの救済を目的としたものではなく、家と職なき状態から何とか生き抜こうとする労働者が主体となり、自発性・能動性をいかに引き延ばしていけるか、生きる希望をたくり寄せていけるか——ここに運動の軸を置いたのである。

一言で言えば、共に生きる関係性の構築である。こうして新宿ダンポール村はアジア・アフリカのスラム・貧民街と肩を並べる「住民の団結の質」を持った居住地となったのである。とりわけ今回強撤去された四号街路は、二年に亘る生活基盤を維持し、その間この通路での病死者を一人も出さなかった居住地帯である。行政に放ったらかしにされ、路上に投げ出された労働者が、二年に亘り死者を出さずに生き延びた、この様なコミュニティが日本の他のどこにあるの言うのだ。

ここに、東京都の今回の強制撤去が、

単なる道路の清掃ではなく、環境整備工事などという美名に値するものでもなく、野宿労働者の共同体を粉々に打ち砕き、一人一人をバラバラにし徹底的に孤立させ、生きる力を殺ぎ、結果的に野垂れ死にを強いる殺人行為であることが明らかなのである。

6. 追放か共生か——追い出しでは解決しない

東京都が躍起となって新宿の野宿者追放に乗り出したのは、九一年新庁舎移転後のことである。八〇年代の警察・区・住民の追放運動には一切関与せず、自らの足下にダンポールハウスが立ち並び、慌てて排除に乗り出したのである。都庁が新宿に来なければ、野宿労働者だってこんな形で排除されずに済んだのだから。

八〇年代は、一九八〇年八月の「新宿西口バス放火事件」を契機に、駅・商店主ら三〇団体以上の参加で、「新宿駅周辺環境浄化対策会議」なる団体が結成され、週二回の追放パトロールで当時二百人ほどいた野宿労働者を蹴散らして回ったのだ。新宿区広報には「町の環境・美化等を阻害している浮浪者・客引き・違法者」等の一掃を目指す」と記す

れ、人間をゴミと同様に一掃する事業が全面化していく。

かかる「対策会議」の議上で「いっそ毒まんじゅうでも配ったらどうだ」という、人殺し発言が行われたのも有名な話だ。

ところが「対策会議」は、九四年一月に組織名から「浄化」のに文字を外し、「住所不定者は対象にしない」ことを決定する。事務機関の置かれていた区・環境公害課の課長は「時代に合わなくなった。追い出しでは解決しない」と明言し、それまでの追放政策を反省した。

「追い出しでは解決しない」というのは、今や世界の常識である。

神奈川県川崎市では、市当局が「できるところから始めたい」との姿勢に立ち、野宿を余儀なくされた当事者との団体交渉を重ねて、パン券の支給・越年期体育館の開放・JR川崎駅自由通路の冬期天井閉鎖など、具体的施策に踏み出して

いる。その施策の一つずつがわずかな一歩だとしても、当事者の声を聞き、共に施策を決定していく、排除ではなく共生の道を探っている姿勢は大いに評価できる。

川崎市にできて、何故東京都にできないのか。これは行政の

のか。

追い出しで済まされる時代は終わったのだ。

何故、東京都はこんなことが未だに分らないのであろうか。

今回の動く歩道建設と平行し東京都は、四号街路地下道に「突起物」なる飾り物を設置するという。頭を斜めに切った金属製の円柱を通路に並べ、寝られぬ状態にするのが目的である。

これまでこの手の嫌がらせは、公園のベンチの真ん中に棧をつけたり、通路にオガクズや水を撒いたりして、また山谷では商店手が店先に自転車並べたり、鉄棒を植え込んだりして行われてきた。それはまだ地域的部分的なものであった。

だが今回は違う。東京メトロポリタンガバメント「世界に冠たる」東京都が率先してこのような非人道的な物を作ろうとしているのだ。心の豊かさも人情味もない、新宿西口にそびえ立つ空虚なパブルの塔は、さらにその中身の無さを露呈してしまふ。

外国人が「ホームレスを追放する備品」と知ったらヒックリ仰天するだろう。まだこんな物が、世界のどこかにあると

は信じられないと。これこそ世界中の笑い物である。

二のような「追放と野垂れ死に強制の象徴」は、合法的にあらゆる手段を使ってドンドン除去すべきである。こんな物が都庁へのメインストリートにあつては絶対いけない。

都が自主的に除去しないのなら、ペニヤでも量でもその上にうまいこと敷いて、根性出して寝るべきだ。そうしなきゃ東京はいつまでたつても分かりはしない。

追い出された人間は、命をかかえてここに居るんだと、身を持って突きつけてやる以外ないのである。

7 追放に

以上概括してきように、現下の野宿労働者が大量に生み出されるに至った背景には、この国の労働者政策と社会保障制度の不備、行政の無為無策が横たわっている。

底辺の労働者を使い殺してきたこの国の労働政策は今に始まったことではなく、日本資本主義発生以来の四人労働一タコ部屋労働―強制連行労働と綿々と引き継がれてきたものであり、監禁強制労働の象徴であるタコ部屋は、現在で

も点在がら存立し、底辺労働者の最後の血の一滴まで絞りとりんとしている。

ホームレス問題は、この使い捨ての労働政策をその根っこから改革しない限り、真の解決はない。また医療・福祉・住宅等の当面する課題を早急に解決しない限り、路上に人間が死んで転がっている状態は、これからも引き起こされてゆく悲しい結果を生むであろう。

国際都市日本の、その首都東京の、そのまた新都心新宿で、人間が行政の追出し政策によって殺され、路上に死体が転がっている。

こんなことを一体いつまで放置しておくのか。

一月二四日に東京都が行ったのは、ダンボールハウスの強制撤去であり、都庁へのメインストリートからホームレスを一掃することであった。都は九一年新宿移転以来、ホームレスに対し追放以外の対策をやったことがない。排除―追放―孤立―放浪の末に、一体何人の命が奪われてきたか。行政担当者はそんな事にはお構いなし、「きれいになってよかった」と言うだけである。

東京都に問う。

あなたたちは、ホームレス問題で「大都市東京の様々な社会的要因に根ざす問題であり、その解決には…総合的な対策が必要とされ…」などという理屈や理屈をこねくり回してきた。だがこれまで、たった一つでもホームレスのためになることをやったか？

ここで寝るなど言うのなら、どこへ行けとはつきり言ってくれ。「座り込むな、抵抗するな」というのなら、ホームレスの、ロームシャの意見を都に伝える方法を教えてくれ！私は断言する。

平和的民主的「話し合い解決」という提案を踏みじり、暴力による「力づくの解決」を謀ったのは東京都であり、断じて我々ではない。

よって暴力により人権を蹂躪し、命を守る最後の砦ダンボールハウスを叩き潰すとの横暴に対し、人命を守るため、底辺労働者の生きる権利を守るため起こした我々の抵抗運動は、全ての底辺下層労働者―労働者の名において正しい行為であったと確信している。

本日は偶然にも沖繩が日本に「返還」されて、ちょうど二四年を迎える日である。

沖繩では昨年来、反基地の大衆的な闘いが沸き起こっている。これは昨年九月、米兵による女子小学生暴行事件がきっかけであると言われている。私はこの「きつかけ」という表現は正しくないと、思う。巨万の沖繩民衆を奮い立たせたのは、暴行を受けた少女が、親御さんの反対をも振り切り、自ら声を出し告発した重い勇気にあると考えるからである。

その後の経過は述べるまでもないだろう。大田知事が「少女の尊厳を守れなかったことを申し訳なく思う」と述べ、代理署名を拒否。この四月一日には、読谷村登辺通信所にある知花一さんの土地二六三六平方メートルを、国が不法占拠する事態に突入。日米安保の存立を揺さぶる闘いが爆発している。

この闘いに、私は心から連帯の言葉を送りたい。

ところが国側は、知花さんの土地明け渡しと立入要求を「権利の乱用」に当たると言った。さらには、「国が受ける不利益は、知花さんが受ける不利益に比べてあまりに甚大だ」とまで言った。

私はこの言葉をそっくりそのまま東京都に突きつけましょう。

一・二四は紛れもない権利の乱用だ、と！

なら、沖繩の民衆の土地を不法占拠する
のもいけないのではないのか？ バリ
ケードを築き、座り込んで抵抗すること
が罪に問われるのなら、楚辺通信所の
周りにフェンスを張り、機動隊がピケを
張って門に立ち入らせないことも、罪に
問われるのではないか。

また逆に、沖繩の土地が米軍に接収さ
れた時のように、ブルドーザーと銃剣で
土地を強制的に取り上げたこと、ホー
ムレスが土地を強制使用し、その使用料
として年にくばくかの金を都に納め
ようとしたら、都は黙ってそれを受け
るのだろうか。

一 國が知花さんに支払ってきた金額は、
一日一平方メートルあたり約三円であ
る。この計算で、ホームレスが畳一畳分
を一年間強制使用したとすると、その使
用料は二一九〇円となる。國の理屈から
すれば、都は二一九〇円を受け取らなく
てはならない。しかしきつと都はこう言
うだろう。「ふさげるな」「話にならん」
しかし、しかしだ。沖繩の民衆は五〇
年間、その二東三文の土地使用料を受け
取らされ続けたのだ。そして、その結果
が、一少女の尊厳を守れなかつたと総括
しているのだ。

沖繩の民衆の闘いも、東京・新宿の闘

いも、共に正義に貫かれている。正義と
は…大田知事の言葉を借りれば「人間の
尊厳を守ること」と言うことができるで
あろう。

それに比べて今回東京都行った行為
は、いかに不正義極まりないものか。「動
く歩道」を作ることよりも、奪われた人
間の尊厳のほうがいかに大きいことか。
東京都はまた一つの大きな失策を歴
史の中に刻印してしまった。

だが新宿の、そしてまた都下の野宿労
働者は、路上に止まり、仲間と共に闘い
生き抜いていくことによって、都の失策
を世に暴いていくことであるう。

全国の労働者よ団結せよ！

全国の野宿労働者よ、群れをなし味方
を増やして確信をもって前進せよ！

歴史は二二世紀に向かって、路上を生
活の根拠地とする労働者の新たな闘い
の開始を告げた。

そして今、真に裁かれなければならな
いのは我々ではなく、多くの労働者を路
上に放置し、野垂れ死にを強いてきた支
配体制にこそある。

一・二四は、全国の底辺下層労働者の
明日への希望の扉をこじあけた記念す
べき日であり、完全なる正義の闘いであ
った。

故に、私ら被告二名は完全に無罪であ

以上

一九九六年四月七日記



連絡先

東京都台東区日本堤一ノ二五ノ一一

山谷労働者福祉会館

電話〇三 (三八七六) 七〇七三

ファクス (三八七六) 一八六九

頒価三〇〇円

本冊子に使用した写真すべて：木暮茂夫